

平成27年白浜町議会第1回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成27年3月11日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成27年3月11日 9時31分

1. 閉 議 平成27年3月11日 17時18分

1. 散 会 平成27年3月11日 17時18分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
5番	堀	匠	6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
13番	玉置	一	14番	丸本	安高

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳 明 事務主査 田中 健介

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	鈴 木	勇	会 計 管 理 者	大 谷	博 美
富田事務所長					
兼農林水産課長	瀬 見	幸 男	日置川事務所長	青 山	茂 樹
総務課長	田 井	郁 也	税 務 課 長	高 田	義 広

民生課長	中村 貴子	住民保健課長	三 栖 健次
生活環境課長	坂本 規生	観光課長	古 守 繁行
建設課長	笠中 康弘	上下水道課長	堀 本 栄一
国体推進課長	廣畑 康雄	消 防 長	古 川 泰造
教育委員会		日置川事務所	
教育次長	寺脇 孝男	地籍調査室長	中 本 敏也
総務課副課長	榎本 崇広		

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、本日、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から4年を迎えます。

当議会として、この震災により尊い命をなくされた多くの方々のご冥福をお祈りし、心から哀悼の意を表すために1分間の黙禱を捧げたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

黙禱。

(黙禱)

○議 長

黙禱を終わります。

ご着席ください。

ただいまから白浜町議会平成27年第1回定例会2日目を開会いたします。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日は一般質問を予定しております。

予算審査特別委員会の参考資料をお手元に配付しております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

8番、楠本君の一般質問を許可します。楠本君の質問は一問一答形式です。まず、1点目の行政課題の質問を許可します。

8番 楠本君（登壇）

○8 番

質問に入る前に、けさのニュースでは3月11日の東北の大震災についてのテレビ報道がされております。人ごとではない、我々の地域においてもいずれ来るであろう、そういうことを考えたときに、身の引き締まる思いがしたところでございます。

一昨日、富田中学校の卒業式に参加させていただきました。その感想を若干述べさせていただきたいと思います。一時のことを思えば、随分まとまりのある卒業式であったと感動したところでございます。また、校長の訓辞の中においても、富中らしさが戻ってきたという話を聞きまして、安堵したところであります。申すまでもなく、教師と生徒の信頼関係、さらには父兄との対話が大切でありまして、今後もなお一層の学校教育に努力をさせていただきたいと思うところであります。

それでは、平成27年第1回定例会の一般質問を通告順に従いまして行いますが、今回の私の一般質問は、地方創生のこともあって、19日の全員協議会に関係する部分もございませぬ。本会議で全協前に質問をするということが、ちょっと自問自答したところですけども、やはり本会議の場で質疑をするのが本来の姿であると、私はこう考えましたので、そうさせていただきたいと思います。

それでは、本題に入ります。

平成25年5月25日の中地区の官有地払い下げについて、質問をさせていただきます。平成25年5月25日の全員協議会を受けて、平成25年6月20日、議案52号で土地の処分について約8,100万そこそこですか、議案審議の後、可決されたところでございませぬ。その翌日、中地区官地払い下げ委員会から陳情書が提出されております。その後の経過について、担当課としてかなりの努力をされ、交渉に当たったということをお聞きしておりますけれども、何点か当局の見解を賜っていきたいと思います。7項目ほどあります。関連する部分もありますので、一問一答ですので、また、私の質問も簡略にしておりますので、要点を整理した上で答弁をしていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

平成25年6月21日、中地区官地払い下げ委員会から陳情書が提出されましたけれども、積年の課題でございませぬ。今まで交渉してきて議案の提案となって、これは私と同年代の先輩の幹部職員の方々が交渉に当たったと。そういう経過も必ず管財課の中にはあると思いま

す。そういう部分も含めて、陳情書の意図と真意についてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議 長

楠本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま楠本議員から平成25年6月21日、中地区官有地払い下げ委員会から陳情書が提出されたが、この陳情書の意図と真意についてのご質問でございます。

中地区旧官有地の払い下げにつきましては、平成25年6月定例会において土地の処分についての議決をいただいて以降、いまだに払い下げ対象者との契約が成立していないことは、まことに申しわけないと存じております。中地区官有地払い下げ委員会が平成25年11月開催の地元説明会で町との協議を打ち切ることを決定し、その後、地元の関係者と協議を継続しているところであります。

議員ご質問の中地区官有地払い下げ委員会からの陳情書の真意と意図ということにつきまして回答をさせていただきます。

平成25年6月定例会へ土地の処分に関する議案を提出するに当たり、町は不動産鑑定評価を実施して払い下げ価格を決定しましたが、その後、旧官有地に隣接した場所で近畿財務局が売却していました物件の価格が平成25年5月21日付で見直されました。約8,200円が約5,400円、町の払い下げ基準価格A地点では9,000円の約6割という価格が公表されたことにより、町の払い下げ価格と国の売却価格との間で大きな差が生じることとなりました。

このことを受けて、中地区官有地払い下げ委員会から陳情書が提出された次第でございます。内容としましては、手続上、国から町に移管して払い下げを実行しているだけだとすれば、少なくとも近畿財務局の価格水準以下とするのが当然の姿勢であり、今の町の提示価格を認めるわけにはいかないのです、この問題について正しい判断をお願いしたいという趣旨の陳情書でございます。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

町長から答弁をいただきましたけれども、今お聞きしたところによりますと、近畿財務局の価格水準を参考にするのが当然であって、今の町の提示価格を認めるわけにはいかないという趣旨だったというふうに思います。

しかしながら、これについては地価変動は世の常でございまして、議案審議の中で私はその部分にも質問をいたしました。近畿財務局の価格とかなりの差が出ているよと。これについてどうですかということを質問したわけですが、いや、鑑定価格については町の判断には間違いないと。売れ残り物件で国の部分とは比較対象にならないと。こういうような答弁だったと思うんですが、その点について、国の売れ残りの売却物件がありますね、それは何年かかって、今、27年1月29日、4,103平方当たりになったんでしょう。その管理はやはり国として何回か売れ残りの公示をしたと思うんですね、公告を。その分についての国のだんだん下がってきたという経過について、わかる範囲でお聞かせ願いたいと思

います。

○議 長
番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

近畿財務局の売却物件は平成19年度から入札が繰り返されておりまして、平成27年1月29日付、平成26年度第3回期間入札において落札されました。最低売却価格は県道沿いの1,698番2で平方メートル当たり単価4,108円、百々千園側の1,698番5で平方メートル当たり単価4,103円で公示されておりますが、落札価格に関しましては公表されておられません。

以上です。

○議 長
8番 楠本君（登壇）

○8 番

今、総務課長が答弁されたんですけれども、平成19年から国の売却をしたと。約8年、9年ほどになるわけですね。そういう部分において、やはり期間がたっているということは、地価の変動も地価公示価格も変わっているというふうに思います。そういう部分においては国の価格を、いわゆる近畿財務局の価格を参考にするということ自体がやはり無理があるのではないかなというふうに思っておりますが、1項目については、7項のうちのほかの項にも関係しますので、この辺にとめておきたいと思います。

2つ目に入りたいと思います。

それでは、中地区官有地払い下げ委員会が解散し、新たに中地区居住地等官有地払い下げ委員会が設立されましたけれども、陳情書の関連と当初の希望者、議案の52号では62名の方が購入したいと、こういう説明がございました。そういう部分において、居住地等とは官有地に居住を構えているということで理解したらよろしいのか、全てこの62名の方がこの委員会、後ほどの一旦解散した後の委員会に入られているのか。この点について伺いたいと思います。

○議 長
番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

中地区官有地払い下げ委員会からの陳情を受けまして協議を行いました。適正な価格とは何かという部分で鑑定評価が適正なのか、また、官有地という特殊性を考慮して近畿財務局が公示した価格が適正なのか、この考え方に相違がありまして、結果、委員会としてはこのまま町の価格を受け入れて協議をすることはできないため、町との協議は打ち切るということが決定されました。中地区居住地等官有地払い下げ委員会は、このことを受けて官有地に居住されている方が主体となって新たに設立された団体でございまして、居住地等を所有している、住居等を所有している方以外の方もこの委員会に参加されておられて、払い下げ関係者62名のうち、中地域居住地等官有地払い下げ委員会に参加されている方は、現在29名と伺っております。

○議 長
8番 楠本君（登壇）

○8 番

当初、議案では62名だったと。その中には29名の方があるんですけど、そのほかの人も入っているよと、こういう答弁だというふうに思いますけれども、そしたら、62名の中の方で後ほどの委員会に入られていない方は何人ぐらいあるんですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

購入希望者は62名いらっしゃいますが、そのうち29名が中地区居住地等官地払い下げ委員会に参加されておりますので、29名を引きまして33名ということになります。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

33名あられるということは、その方の意向調査という部分もあるんだろうと思いますけれども、私も昨日、やっぱり現地を見るということがまた一番大事ななと思ったので、きのうちょっと寒かったんですけども、ずっと中の部分も見せてもらったんですけども、33名の方はこれはもう積年の課題であるので、もうこの辺できちっと整理したいよというつもりの方もおられるやに私は聞くんですね。そこらの点について、33名の方の意向調査というのは町としてどのように考えられているんですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

残りの方、何名かの方からは早く払い下げを進めてほしい旨のご意見も伺っておりますが、個別の交渉にはまだ至っておりませんので、具体的なお話はまだできていない状況でございます。委員会に参加されていない方々のご意見を頂戴することも必要であるとは十分認識してございますが、中地区官有地払い下げ委員会からもいただいております陳情書もございまして、そのことも踏まえながら、今後話し合いの機会を設けられるよう取組みを進めていきたいと考えております。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

33名の方が早く進めてほしいという人もあると聞きました。私ちょっと考えるところによりますと、当局の提案は議案52号で出されたときに、今ここに議案52号はあるんです、持ってあって、百二十何名の方の図面もあるんですけどね、やはり議案の提案をするということは、ほぼこれで通るであろうという議案の提案でなければならんと私は思うんですよ。その点について、もちろん先方のご意見もあるんだろうと思いますけどね。議案提案をするからには、今度はもう個々の了解ももらうような格好にしてもらわんと、議会議決は何であったのかと、こういうことにもなりますから。この点は今後の交渉になってきますけれども、この点については今後は議案を提案する上においては、こういう個々の作業も必要かなと。これは古い人はもういろいろ聞いていると思うんですよ。それで、もう50年近くの積年の課題なんです。それで、もうこの際、できたら解決していきたいというふうに私も思います

が、この項については、一応2項についてはほかのこともありますので終了いたしまして、時間配分もありますから、次に入らせていただきます。

3点目に入らせていただきます。

52号の審議の中で議論された内容は、国の売却価格に関して不動産鑑定評価では、入札のたびに価格の見直しが繰り返されてきたので、売れ残りの価格が下落しているという特殊物件と、こう分析しており、地域の地価相場を左右する指標とならないと。これは議案質疑の中で私の質問に当局が答えておるんです。これについて現在の町の考え方について、お伺いしたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

国の売却価格に関しましては、これまで入札のたびに価格が見直されてきた経緯等から、現在の価格はこの物件を処分するための単独価格であって、周辺地域の地価相場の指標とするには特殊過ぎる事例であると判断しており、町の払い下げ価格は適正な価格であるとの認識には変わりはありませんが、一方で、現在の町の価格では契約に至ることは困難な状況であるというのも事実でございます。

町としましては払い下げによる解決をめざしており、そのためには地元関係者のご理解が必要でございますので、もうしばらくのお時間をいただき、解決に向けての方向性を見出すべく協議を重ねてまいりたいと考えております。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

3項目については、現在の町の価格で契約に至ることは難しいと、交渉が長引いていると、こういうお話でございました。どうもその部分については、適正な価格と言いつつも、相手があることですから、交渉が進んでないと、こういう答弁だったというふうに理解するわけなんですけど、この点については後ほどの6項、7項に関係いたしますので、その項でまた質問をしたいと思います。

それでは議長、4項目に入らせていただきます。

仄聞いたしますと、価格が国有地との比較で議案52号で、「高い」「いや、鑑定の結果、妥当な金額である」と議論したところでもありますけれども、A地点の払い下げ基準9,000円、B地域では8,400円、C地域で7,600円と、こういうA、B、Cいずれかも鑑定結果が高いと、こう言われておるわけなんですけれども、地価相場というのは年々変わってきますし、公示地価というのは、やはりこの部分については7人の鑑定士さんがして、それを調整した上で公示価格が決まると、こういうことになっておりますが、この点についてA、B、C地点、この不動産鑑定評価標準位置図というのがありますね、この部分について鑑定標準値というのがあります。そこで、今の金額を出されたわけなんですけれども、この点について、高いと、こういうことなんですけれども、それは前項にもかかわるわけなんですけれども、近畿財務局の売却地を言われるのか、それを何年を目標に何年の時点を言うのか、今の4,103円ですか、それを言われるのか、その点についてはいかがなんでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番外（総務課長）

価格が高いと言われていることについてですが、A、B、Cこの地点にかかわらず、国の売却価格と比較した場合、町の払い下げ価格は高い価格となっているということでご指摘をいただいております。

○議長

8番 楠本君（登壇）

○8番

そこらの点がもう1つわからん部分もあるんですけども、後ほどまた私、公示価格は何ぞや、何やということを聞きますので、その点でまた答えてください。

それでは、5点目に入ります。

今、総務課長からも町長からも話がありました。一旦、議会議決したものを関係者の皆さんと交渉しているわけなんですけども、これを期限も切らずずっと交渉をし続けるということが、私は妥当ではないと思うんです。それで、地方の価格は下がる一方ですよ。きのうもちょっと現地を歩いてきましたけれども、津波避難困難地域のあそこは一带となるんですね。そういうことも考えたら、やっぱり早急な交渉をした上で期限を切った交渉をしていかなんだらあかんのと違うかなと、こう思うんです。それで、交渉がまとまる前に賃貸借契約、今もう、言葉は悪いですけども、無償で借りているわけでしょう、話がまとまらん間は。空白期間がないようにして、やっぱり積年の課題に対してやっていかなんだら、町民感情もいいことないのと違うかなと、こういうふうには5点目は思うんですが、町の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長

番外 総務課長 田井君

○番外（総務課長）

期限を切った交渉や交渉がまとまるまでの間の賃貸借契約に関するご指摘に関しましては、現在、できる限り早い段階での解決に向けて、その方向性を見出したいとの思いから、地元関係者との協議を重ねている状況でございますので、これまでの協議経過も踏まえまして、まずは町として解決に向けての方向性を示せるまでは従前の国との使用関係、無償の使用関係でございますけども、これを引き継いでいきたいと考えてございます。

それでも協議が整わない場合には、賃貸借契約等も検討していかなければならない問題であると考えておりますが、現時点ではもうしばらくのお時間をいただき、段階を踏んで取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長

8番 楠本君（登壇）

○8番

この点について関連性がございますので、しばらくの間の猶予をくれと、こういうことでございます。それについては鋭意努力してもらいたいというふうに思うんですけども、ほかの項とも関連をいたしますので、6項目に入らせていただきます。

6項目は、今議会で議案7号で土地の貸借についてということをご提案されておりますけれども、和歌山県財産評価基準書では変動率は下がる一方です。これは議案7号の部分は貸し

付けであります。中の官有地払い下げ物件の鑑定価格と比較検討するという事は、整合性がとれるのかなど。ひとつお伺いしたいと思います。

なぜなら、平成24年3月23日付で国有財産譲与契約、国有財産法第28号第1項で、国との譲与契約を結んでいるからです。したがって、不動産鑑定士による鑑定結果と相続路線価の算出については今後の賃貸借契約にも影響すると思うんですが、当局の見解を賜りたいと思います。

○議長 長
番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

和歌山県財産評価基準書による、いわゆる相続税路線価は地価公示価格の8割に設定されております。この地価公示価格と不動産鑑定評価額とは均衡が保たれておりますので、不動産鑑定評価額と相続税路線価については相互の価格が示す割合の関係はございますが、整合性は図られております。

賃貸借契約では通常、契約の更新時に当該時期の経済情勢等の変化に応じて賃貸料を決定することとしておりますので、年数の経過により地価が大きく変動している場合には、路線価等の変動率により地価の変動率を算出しまして、賃貸料の見直しを図っておりますので、地価の下落が続いている状況下では更新のたびに賃貸借料が下落するという影響がございまして、貸し付けの場合であっても払い下げと同様に、その時点における適正な価格での貸し付けが原則となっておりますので、経済情勢に変化が生じておれば、それに応じた賃貸料の見直しは必要であると考えております。

○議長 長
8番 楠本君（登壇）

○8 番

答弁をもらったんですけども、相続税の路線価と鑑定価格との整合性はとれると、こういう答弁でございました。答弁どおり相続税路線価は地価公示価格の8割、これはもうそのとおりなんです。一般的に業界紙では売買は公示価格、相続税は路線価で判断することが基本と言われております。固定資産評価額は公示価格の約7割と言われていたんですね。これは3年に一度の見直しがございまして、この間の税務課の全協でのお話がありましたように、ことしはその年になっております。土地評価の指標については公示地価、路線価、基準地価がありますが、おのおの説明されたいし、その上で整合性はとれますかということをお伺いしたいと思います。

それについては、私のこの公示地価、基準地価、固定資産税の違いはと、ちょっと勉強した資料ですね、私なりの考えを持っているんですが、その点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長 長
番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

まず、公示地価につきましては、地価公示法に基づいて国土交通省が毎年1月1日時点における土地計画区域と、そのほか一定区域を含む公示区域の全国約3万地点の標準地の正常な価格を公表しているものでございまして、一般の土地の取引価格に対して指標となり、適

正な地価の形成に寄与することを目的とされております。

各地点の鑑定評価は2人以上の不動産鑑定士が別々に行って、その結果を調整した上で価格が決定されており、土地本来の評価額とも言われております。この公示価格は公共事業用地や一般の土地取引などの取得価格の参考とされるほか、鑑定評価や相続評価、固定資産評価の基準などに利用されており、公的土地評価制度の根幹となっているものでございます。公示される際には住宅地、商業地、宅地見込地、準工業地、工業地、調整区域内宅地、このように分類されます。

次に、基準地価につきましては、国土利用計画法施行令第9条に基づき、県知事が毎年7月1日時点における県内基準地の正常な価格を公表しているものでございまして、公示地価とともに地価の公的評価をなすものでございますが、公示地価が都市計画区域内を主な対象とするのに対して、基準地価は都市計画区域外の住宅地、それから商業地、工業地、宅地でない林地なども含まれております。

そして、路線価につきましては、相続税路線価と固定資産税路線価の2種類がございますが、相続税路線価は国税庁が毎年1月1日時点における相続税及び贈与税の算定基準となる土地評価額を公表しているものでございまして、公示価格の8割程度を目安に設定されています。

一方、固定資産税路線価につきましては、市町村が3年に一度、評価を実施しておりまして、公示価格の7割をめどに設定されています。

その上での整合性の部分に関しましては、公示地価とそれから基準地価、相続税路線価及び固定資産税路線価は公示価格を基礎として、それぞれ均衡が保たれております。

また、不動産鑑定評価においては、地価公示法により公示された路線価等を指標として取引するよう努めなければならないとされておりまして、今回の不動産鑑定評価におきまして、和歌山県が公表した基準価格と均衡がとれたものを適正価格と判断し、不動産鑑定士としての意見として決定されておりますので、公示価格と不動産鑑定評価額との整合性は図られていると認識しております。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

私の持つてる資料と全く一緒のことを答えられています。それは私なりにも勉強してるので、総務課長の言われたとおりなんです。そやけどね、公示地価というのは7人の鑑定士さんが鑑定した上で、それを整合した上で公示地価というのを出すんやでと。こういうことなんです、平たく言えば。それでもやっぱり、町が鑑定士さんを入れて鑑定結果を出して、A、B、Cと出したるわけでしょう。そういう整合性という分はどうですかということもあるんですよ。これについては今、さきに答弁してもうたから、それでええと思うんやけども。あと、7項目にも関連しますので、7項目でちょっと質問させていただきます。

7点目は平成25年6月20日の議会議決において、25年5月16日の全協も含めて当局の今後の進め方、これについてお伺いしたいと思います。

今まで誠意を持って交渉されたと思いますので、先方の話をどこまで聞くのかということが1つの課題であってくると思うんです。全協さらには議案提案したのだから、当局として、先ほども申しましたが、やっぱり提案権があるんやから、きちっとしたやはり、議会に対し

て提案してくださいよということを申し上げたいと思うんですけれども。私は先ほどの6項目のことも含めて、今まで1から5項の中においても、再鑑定はならないと町は言うているんです。それで、和歌山県の財産基準を参考にすることは、やっぱり今後の財産関係に、財産管理の上で影響するのではないかということをおもうわけですよ。そういう部分において、今言われた3つの考え方について申されましたけれども、それについて今後の、ここだけやなしに、ほかの財産管理をする上において課題点や問題点はないか、こういうことをお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

平成25年6月の定例会におきまして議決をいただきながら、いまだに払い下げ代表者との契約が成立していないことは、先ほど申し上げましたように、まことに申しわけないと考えております。地元関係者の中には旧官有地に居住されている方たちも多くございますので、町といたしましては、払い下げによる解決をあくまでもめざしていきたいというふうに考えております。

そのためには地元関係者の皆様にご理解いただくことが必要となってきますので、解決に向けての方向性を見出すべく、もうしばらくのお時間をいただきたいと思いますと考えております。

今後の町の財産管理に関しましては、現在は地価の下落状況が依然続いている状況でございますので、和歌山県財産評価基準、相続税評価でございますけれども、等を参考とすれば、平成25年5月1日時点の価格で決定しています町の払い下げ価格と現在の地価とでは価格差が生じていると考えられます。現時点では1年と10カ月が経過しております。また、白浜町の公有財産管理規則では、普通財産を売り払う場合の価格はその時点における適正な時価によるものと定められております。

このような状況を踏まえた上で町といたしましては、今後の財産管理についても十分考慮しながら慎重に検討しなければならない問題であると考えております。そのためにももうしばらくのお時間をいただき、地元理解が得られる解決方法を見出していきたいと考えている次第でございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

町長から答弁あって、もうしばらくの時間をくださいということですが、私、議員になってから白浜町の公有財産管理規則をつくったんですよ。私も覚えています。その時点における適正な価格というのは、民民の売買事例も参考とされるんですか。この点についての見解を賜りたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

普通財産の売買価格に関しましては、白浜町公有財産管理規則第40条において、普通財産の売り払い価格及び交換価格は適正な時価によるものとする定められております。

不動産鑑定評価では、複数の売買事例を参考として、対象となる不動産の価格を求めるこ

とになりますが、実際の取引価格等は個別的な事情に左右されがちなものでございますので、売り手、買い手の事情がどのように働いていたのか、十分精査しなければなりません。

したがって、不動産鑑定評価では周辺の取引価格から、その取引がどのような事情により行われたものであるかを調査し、その事情を補正した上で適正な価格を求めております。

以上でございます。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

時間もかなり迫っていますので、今、町長の答弁、さらには白浜町の公有財産管理規則については、1つだけ、1例だけをするんじゃなくて、いろいろ市民の部分も調査した上で適正な時価等を決めたいと、平たく言えばそういうことだと思えますけれども、いずれにいたしましても、やはりこれだけ経済が疲弊してきた中においては、どこの地域においても、地方においては土地の価格は下がる一方でございます。そういう意味において、今まで7点について質問をいたしましたけれども、町は先ほどにも述べましたように、今度議会に提案する場合は、よほどのきちんと精査をした上で提案されてもらいたいというふうに思いますし、なお一層地域の皆さんと十分話し合いをしてもらいたいと思います。33人の方は早くも解決したいんやよと、こういう方もおられるということを私も聞いておりますから、そういう面も含めて、なお当局には一層の努力をしてもらいたいと思います。

以上をもって、中の官地の払い下げについては、これにて終わりたいと思います。

○議 長

それでは、1点目の行政課題の質問は終わりました。

次に、2点目の財政計画の質問を許可します。

再度、携帯のチェックをお願いいたします。

8番 楠本君（登壇）

○8 番

私の通告は水道事業だったんですけど、財政だったですか。

○議 長

財政計画。

8番 楠本君（登壇）

○8 番

いや、その前に行政課題の中で水道。

○議 長

大変失礼しました。行政課題の中の水道事業の課題について。

8番 楠本君（登壇）

○8 番

水道事業の課題と未収金対策について、ご質問をいたしたいと思います。

まず1点は、事業経営上、安定供給を確保することは重要課題であり、漏水の防止対策については迅速に対応されているということをおっしゃるんですけども、災害対策に、ことに南海トラフ巨大地震に対する耐震対策とバックアップ対策、さらには白浜半島の霊泉橋で遮断されたときのループ化についての考えをお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外（上下水道課長）

ただいま災害の部分でのご質問をいただきました。

ご質問の水道施設の耐震化につきましては、今後起こり得る南海トラフ巨大地震では多くの断水の影響を及ぼすものと想定いたしております。水道の施設を大きく分けると、取水施設、送水施設、配水施設と分かれます。その中で特に耐震化が必要な管につきましては、現在は耐用年数を経過したものについて、その更新工事に合わせて耐震化する工事を毎年計画的に行っており、今後も財政収支を考慮し、計画的に耐震化に取り組んでまいります。

お尋ねの災害に備えた新たな道路やとかそういう部分につきましては、多額の費用が必要となりまして、今後そういう部分についてはいろいろと協議、許可が必要となりますので、今後の水道の更新計画の中には入ってございません。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

この点については、やっぱり安定供給をしていくためには重要な課題であります。それで、漏水防止計画については、年次計画を立ててやっていると思うんですけども、今までの議会質問の中でもあったかもわかりませんが、大体おおよそ、その延長と投資費用について、老朽管についてはいかがなんでしょうか。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外（上下水道課長）

主要な道路の総延長ですけども、約273キロメートルございます。その中で約40年以上経過していると、老朽化しているという部分が相当ありまして、送水管では耐震化率につきましては47%ほどしかできていないというのが現状でございます。状況から言いますと、老配水管は経年管が多いものの、耐震化は比較的高い傾向で、配水管は経年管が少ないというような、そういうことになっております。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

今、堀本課長から話があつてんけども、273キロというたら、かなりの老朽管があると。その中でも送水管が47%しかできてないと、耐震化がね。耐震化というのは老朽化の対策できてないと。配水管は比較的少ないということだったんやけども。

そこで、やっぱり私は思うんですけども、何年か前に水道料金を若干上げさせていただきましてけれども、現下の経済情勢は値上げに踏み切るということは至難だと思うんですよ。しかしながら、近畿、全国でも水道料金はかなり白浜町は安い。そういうことも含めて、やはり上下水道課としてきょうは地方紙にトップで載ってますわね、下水道事業の見直し。これも含めてやはり広報誌などで、白浜町の水道料金は他市町村、他府県に比べてこういうことであると、これだけ安いんですよと、しかしながら、今後の投資経費はこれだけ要るんやよということをアピールしていかんだら、次の水道料金の値上げには結びつかないと思う

んですね。そこらについて、水道事業、企業会計で単独ですけれども、この点についてはやはり課の課題、目標として当初予算でも審議されると思うんですけれども、この点についてのお考えを聞きたいと思います。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番外（上下水道課長）

現在の白浜町の水道事業の経営状況ですけれども、収入面では全体の使用水量が伸び悩んでおります。支出面につきましては現在、電気料金の高騰などで費用が著しく高騰しております。そのようなことで経営を圧迫しているのが現状でございます。

したがって、近い将来、料金改定は必要と考えます。しかし、今後は詳細な数値等を議会のほうにもお示ししながら、検討を進めていきたいと考えております。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8番

やっぱりこの部分については、水道については、私が議員を始めたころにはかなりの裕福な資産、いわゆる黒字経営でございました。しかしながら、現下の経済情勢、さらには巨大地震を想定した場合、投資額というのは相当になってくると思うんです。そういう部分も含めて、現下の水道事業の企業会計を見たときに、棚卸しの金額も相当上がっております。予算審議で審議されることだと思うんですけれども、それも含めてきちっとやっぱり課としての目標をまず持ってもらって、そういう課内で十分調整した上で議論もした上で、課長会議なり、きちっとした方向性を出していただきたいというふうに思います。

それでは、2番目の未収金対策です。

平成25年度決算審査において未収金対策が課題となりました。監査委員報告、さらには決算審査報告でもご指摘されたところでございます。

町長所信表明でも債権回収推進室に改め、各課の抱える課題を連絡調整しながら、総合的に推進すると表明されましたけれども、やはり水道の部分は企業会計でございます。これはもう主管課が主体的に取り組む必要があると思いますが、この点についての担当課の意気込みをお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番外（上下水道課長）

ご存じのように、今おっしゃったように、地方公営企業会計の水道料金の未収金については、未収債権回収準備室の債権管理の対象には入ってございませんでしたが、今後設置する債権回収推進室の研修会等には知識を深めるためにも参加をし、水道協会等の各種研修会や先進地の取り組みについても手法を学び、今後の未収金対策に生かしていきたいと考えております。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8番

この未収金対策では決算審査委員会でも相当な議論がございました。今言われているよう

に、債権回収推進室と別になると思うんですけども、ここらについては課独自のやはり基本方針を期した上で、相手方、一企業だけではなしに、未収金のかなりの件数があると思いますから、それも含めて問題解決に一層努力してもらいたいと思います。

この項については後に古久保議員さんも質問されるようですので、私は課を挙げてやってもらいたいというふうに思います。町民感情からして不公平感のないような税のあり方というものを十分検討してもらいたいと思います。

それでは、水道の事業と未収金対策についてはこれで終わります。

○議 長

それでは、1番の行政課題の質問は終わりました。

次に、2点目の財政計画の質問を許可します。

8番 楠本君（登壇）

○8 番

もうあと半時間でございますので、私も簡略に言いますので、当局のほうも簡略に答えていただければありがたいと思います。

それでは、財政の問題について質問をさせていただきます。

財政問題はやはり切り離せない項目でございますので、予算委員会で審議するのが本来でございますけれども、ご容赦願いたいと思います。当初予算の編成に当たっては税込総額が減収する中、大型関連事業などで過去最高の127億9,100万円の一般予算計上となったところでございますが、健全で持続可能な財政運営を念頭に置いて、各事業に対して可能な限りの予算措置を取り組んだと町長から所信表明でお話ございました。予算委員会で審議されますが、苦心の跡がうかがえる予算であると私も認識するところでありますけれども、今後の財政運営について何点かちょっと、白浜町の財政大丈夫かよというような町民の方々からもお聞きします。

まず1点目は、起債に当たって、財政負担の軽減を図るために、全国防災事業債、緊急防災減災事業債、合併特例債、過疎対策債など元利償還金に対して交付税算入の措置がある有利な起債事業など努力されているが、長期総合計画にも関連しますが、おおまかに起債の今後の見通し、起債のピーク、償還金の見通し、以前にも平成30年から32年と起債のピークになるよということを聞いたんですけども、この点についてお伺いしたいと思います。

また、今後の町債の見通しについても、わかる範囲でお示しを願いたいというふうに思います。ここに平成26年度の決算資料の中で、基金及び町債の状況について、特別会計も入れて181億8,243万4,000円の町債の状況になっております。これは平成26年10月現在ですけれども。それも含めて、1点目についてお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

まず、1点目の起債の今後の見通し、それから起債のピーク、償還金の見通し等についてお答えさせていただきます。

平成25年度普通会計決算に基づく見通しといたしましては、北富田小学校、白浜第一小学校及び日置川消防署等の大型起債事業に係る元金償還の関係から、平成31年度から平成33年度までが公債費のピークと見込んでいます。このような施設建設等

の大型の普通建設事業に係る起債の償還期間につきましては、20年を償還期間として設定していることから、ピーク後においてもしばらくの間は元利償還等の公債費が大きく減少することはないと考えているところでございます。

それから、町債の今後の見通しにつきましては、町債残高の中で大変大きなウエートを占めております一般会計につきましては、教育施設関連の大型事業が集中しております平成25年度から平成28年度までが町債借入額のピークになるというふうに考えております。その後、低減していくものと見込んでおりますが、今後実施する起債を活用した事業の規模によっては、町債の残高がさらに増加する可能性も十分考えられるところでございます。町行政を預かる私といたしましては、起債の発行の抑制だけにとらわれるのではなく、町政進展のために重要な事業については財政状況を十分に見きわめながらでございますが、起債を活用し、精力的に推進していく必要があるものと考えております。

ただ、当初から事業の財源を起債に頼るのではなく、まずはこれまで以上に職員一人一人がアンテナを高く張り、国、県等のさまざまな政策等の動向に注視しながら、種々の交付金や補助事業等の積極的な活用を図ることによりまして町債残高の縮減に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

私が思っていたよりも、31年から33年が公債費のピークと、こういうお話でございます。学校の耐震化について白浜第二小学校でほぼ終了するということでもありますけれども、財政運営については後ほどの地方創生ともかかわりますので、その部分で町長の考え方も聞きたいんですけれども。やはり今、町長が答えられたように、起債というんですか、そういう部分でやっぱり起債に頼らなったら、町長の公約もできん部分もあると思うんですね。やっぱり思い切った部分も、もちろん財政見通しをきちんとした上ですべきではないかなと、こういうふうに思うんです。

次に財政調整基金の部分に入らせていただきます。

本年度は財政調整基金は5億7,070万4,000円と当初予算ではなっているんですけども、本年度の約2億何がしかで積み立てたことといたしまして、財政調整基金の残高はどれぐらいになるんですか。また、基金の管理運用についてどのようになされているのか、この点について2点目としてお伺いいたしたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

まず、財政調整基金の残高についてお答えさせていただきます。

財政調整基金の平成25年度末残高は、約18億9,800万円となっております。本年度26年度の特別地方交付税の最終的な交付額にもよりますけれども、26年度は財政調整基金の取り崩しをせず、26年度において予算計上をさせていただいている2億6,300万円を基金に積み立てることにより、平成26年度末残高は約21億6,100万円になるものと見込んでおります。

それと、平成27年度一般会計当初予算において約5億7,070万円の取り崩しを予定

していることから、残高は約15億9,000万円と見込んでいます。

財政調整基金につきましてですが、この財政調整基金といいますのは、財源不足とか、大規模災害などの不測の事態に対応するために設置されているものでございまして、この財政調整基金の強化に努めていくということは非常に重要なこととさせていただきます。

今後も引き続き、町にとって必要不可欠な事業を厳選しながら、不要不急の支出を抑制して歳出削減に努めて、健全で持続可能な財政運営のために財政調整基金の確保に努めてまいりたいと考えております。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

番外 会計管理者 大谷君

○番 外（会計管理者）

基金の管理と運用についてでございますが、昨年度までは定期預金などを中心とした金融機関への預託を行ってきたところでございますが、昨今における預貯金の低金利の実情に鑑み、長期運用が可能な基金につきましては、今年度から預貯金よりも運用利率がよく、加えて確実かつ効率的な運用の一つと考えられる国債等の購入による運用を開始したところでございます。

財政状況が大変厳しい中、収入源の確保のため、資金の状況や金利等の動向も見きわめながら、今後も運用収益の向上に努めてまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

今、総務課長の答弁あったんですけど、時間の関係もありますのでね。いわゆる財調については連結決算もあるんですけども、これ26年10月現在で基金は38億2,386万9,495円、26年10月現在でなっているんですよ。それで、今、総務課長が言われたように、不測の事態やとか、震災やとか、そういうことも含めて財調についてはやはり必要な確保に努めたいと、こういうことでございますが。

今、会計管理者から基金運用についての話がありました。その中で国債というのは一番ベターかもわかりません。しかしながら、国においても年金の運用でもかなり議論が国会でもあったところなんですけど、こういう基金運用については庁内では、この基金運用のあり方については町長の裁量でやられておるのか、幹部会で議論されてやっているのか、その点についてはいかがですか。

○議 長

番外 会計管理者 大谷君

○番 外（会計管理者）

基金の管理運用につきましては、会計管理者の権限に属するというようになっておりますので、私のほうで管理をしているところでございます。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

会計管理者の責任ということになっているという答弁であります。基金運用については慎重かつ丁寧な運用をされているんだらうと思いますけれども、いわゆる町の金庫番として、ここからは今後も十分配慮した上で基金運用を図ってもらいたいと思います。

時間の関係もありますので、次の項に入ります。

今後の大型事業と本庁舎耐震建設の積み立て事業、図書館、南海トラフ巨大地震の津波対策、アナログからデジタル化の防止対策、長期総合計画もろもろの事業等の残事業について、伺いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

今後の大型事業等についてでございますけれども、まず、庁舎及びその他の公共施設の整備を目的として、来年度予算におきまして、この庁舎につきましては庁舎等整備基金ということで5,000万円の積立金を計上させていただいております。本庁舎に係る計画においては毎年1億円を10年間積み立てる内容としているところでございますけれども、本年度の財政状況を見ながら、今後、積立金の増額についても検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、南海トラフの巨大地震の津波対策についてでございます。来年度の予算におきましては、津波避難計画及び津波避難対策緊急事業計画策定事業に係る経費を計上させていただいております。今後必要とされる事業については当該計画に基づきまして検討を進めていく予定としておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、防災行政無線のデジタル化につきましては、来年度予算に基本設計に係る経費を計上させていただいております。平成30年度までの事業完了に向け、取り組みを進めることとしております。

最後に、長期総合計画における事業等についてでございます。新町まちづくり計画におきましては、参画・協働と連携・交流の促進、2番目に産業振興と雇用確保、3番目に保健・医療・福祉の充実、4番目に生活環境の整備・充実、5番目に地域基盤の整備・充実、6番目に教育・文化の充実の6点を基本方針と定めておりますので、今後のまちづくり、合併後のまちづくりにおきましても当該基本方針を中心とした事業の実施に取り組んできたところでございます。各施策の個別分野におきましては、まだまだ取り組みが十分でない事項もあるかと思っておりますけれども、今後も引き続き「輝きとやすらぎと交流のまち白浜」のより一層の実現に向けまして、まちづくりを進めてまいる所存でございますので、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

番外 会計管理者 大谷君

○番 外（会計管理者）

恐れ入ります。先ほどの答弁で少し訂正をさせていただきたいと思っております。

地方自治法第241条で、基金の管理は長が行うということになっておりまして、会計管理者は保管に権限があるということでございます。

訂正をさせていただきます。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

今、会計管理者からあつてんけども、やっぱりそこはそうやろなと、おかしいなと思つてんけども、やっぱり最後は町長が権限することであつて、会計管理者は保管ということになるだろうなというふうに思いますので、そういうのはやっぱり最高責任者である町長に責任を持ってもらったらいというふうに思います。そういう部分において基金運用については十分な、庁内でも必要に応じてやはり審議をした上で、健全な方向でお願いしたいと思ます。

それで、今の残事業について町長からご説明がございました。いずれにいたしましても、大型事業はほぼということもあるんですけども、先ほど下水道のこともございました。やはり3億何がしかの一般会計からの繰出ということは、やはりいずれ現下の状況を見る限り、かじを切った上において事業の縮小ということは、私は妥当でないかなというふうに思うんです。

しかしながら、やはりこれからが一番問題になるのが、巨大地震津波対策に対する各地区のいわゆる避難困難地域に対する取り組みが、私は一番、今後お金が余計要ってくるのと違うかなと、こういう部分をするわけなんです。それで、この部分については、創生事業の中でどのような、まだ全協で説明を受けてませんけれども、やはり国の補助金をいかに運用した上でということになかったら、白浜町の財政は先行きがかなり厳しいと議員の皆さんも管理者の皆さんも思っていることだと思いますし、今後やはり税収が、固定資産の評価も含めて下がっていく中で、税収の見込みも。私どもはやっぱり35億か36億ほどありましたよ、昔は。せやけど、今はもうだんだん右肩下がりです。税収が少なくなる中で、財政計画については第2次財政計画を庁内でもつくっておりますけれども、その中においてきちつとやっぱり財政計画の見通しをきちつとした上で白浜町のかじ取りをしていただきたいというふうに思います。

時間がございませんので、議長、11時までですか。

○議長 長

11時3分。

8番 楠本君（登壇）

○8 番

3分。はい、わかりました。

○議長 長

あと13分。

8番 楠本君（登壇）

○8 番

そしたら、急いでいきます。

次、地域住民生活等緊急支援交付金。地方創生と白浜町の取り組みについてお伺いいたします。

緊急経済対策については19日の全員協議会で説明を受けることになっておりますが、地域の消費喚起、生活支援型はさておき、町長の観光経済に対する取り組みに期待したいと思ますが、私は千載一遇のチャンスであり、これを目玉となるように期待をしているところ

でありまして、町長としてやはり、来年は暫定予算になります、この創生については5カ年計画ということで来年もやっぱりきちっとした財政措置があるんだろうと思いますけれども、この点について、時間の関係がございますので、ちょっと簡略にお答え願えましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

まず、地域住民生活等緊急支援のための交付金についてでございますけれども、この内容につきましては、後日開催されます全員協議会においてご説明をさせていただきたいと思っております。その中で、平成27年度の一般会計予算におきましても新規事業の実施が大変厳しい状況にある中におきまして、この交付金を活用して町政の課題解決に向けた取り組みを展開していきたいというふうに考えてございます。私としましても白浜町にとっては絶好の機会であるというふうに捉えているところでございます。今後、観光立町である白浜町としましては、観光経済にウエートを置いた施策を提案してまいりたいと考えてございます。

地域住民生活等緊急支援交付金につきましてはそういった考え方でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

地方創生につきましてはの考え方につきましては、また別途述べさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

8番 楠本君(登壇)

○8 番

ちょっとまだ時間がありますので、質問させてもらいたいと思うんです。

今、町長がやはりこれをチャンスとしてやっていきたいというふうにおっしゃられました。そういう中においては、全協にも触れるということでございますので、全協の中で皆さんと議論をしていったらいいわけなんですけれども、やはりこれが、国の施策の関係で後先になって、この20日に追加議案としてされると。こういう中で、やはりもっと余裕の持った議論をしたかったなというのがあると思うんですね。

全協で聞くわけなんですけれども、これはもう国の施策であるので、仕方がない部分もあるんですけれども、やはりここらは全協のあり方についても今後、検討してもらいたいなという気がいたします。しかしながら、国の方針でそういうことになっておりますから、補正予算を審議する上においてどのようになるのか、5カ年計画の基本になるんだろうと思ひますけれども、この点については5カ年計画の白浜版をちょっと読ませてもらうたら、書いてるんですね。白浜版をするということは、白浜町として今後、先ほどにも言われておった長計も含めてもろもろの部分をしていくのには、財政計画も含めて国の予算をどれだけもろてきて、どのような白浜町独自の世界に誇れるリゾート観光の町、これをしていくのか、それも含めて町長の施策を盛り込んでもらいたいというのが私の願ひでございます。そういう部分では、このまち・ひと・しごと創生ビジョンとか、この基本的な国の創生事業においても、地域のための商品券とかそういうものは問題じゃなくて、やはり今後の白浜版の総合戦略プラン、これが大きな課題になってくると私は思ひます。それ、もう長計より大事と違うかなという一方では気もするんですよ。ここにおいて町長独自の施策も含んだ考え方などをきち

つと示していくべきであるというふうに思います。仕上げの年でありますから。その点について、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

地方創生に関するご質問でございますけれども、今現在、急速な少子高齢化が進む中で、地方人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保するために、平成26年11月、ご存じのようにまち・ひと・しごと創生法が制定されました。国民一人一人が夢や希望を持って潤いのある豊かな社会生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出の一体的な推進を図ることとされました。

このことにつきまして、これから町では、平成26年12月に国が策定しました人口の現状及び将来の姿等を示したまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び今後5カ年の目標や施策の基本的方向等をまとめたまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案しながら、国との適切な役割分担のもと、平成27年度末までに白浜版の総合戦略プラン、すなわち白浜町総合戦略策定事業ということで策定することになっております。

庁内に課長級における戦略会議の設置と各分野からの代表者による有識者との意見交換の場等、本格的な総合戦略のプランの策定に向けて取り組む予定であります。私としましては、既成概念にとらわれることなく白浜ならではのオリジナルな施策をより多く計画に盛り込みたいという思いでございます。これは、例えば観光戦略としましては、海外プロモーション強化事業、これは台湾そして韓国の果川市、ハワイ・ホノルルを考えております。おもてなしの観光推進事業ということで2番目に考えてございます。それから、3点目はスポーツツーリズムの推進事業、PRのパンフレットとかチラシというのをつくりたいというふうに考えてございます。白浜町のホームページの多言語化も考えてございます。民泊体験観光の強化の充実も図りたいというふうに考えてございます。また詳細は全協でご報告しますが、観光戦略としまして約2,000万ほどの今、予算を計上しております。

それから、最終的には、先ほど議員からもご提案いただきましたけれども、「世界に誇れる観光リゾート白浜」の実現のために、今後はもっと具体的な施策としまして、定住促進策、これもやはり地域資源を、温泉を活用した、温泉を還元したような定住促進策はできないかということで、今Uターン、Iターン、Jターンも含めて定住人口をふやすような施策を今、考えてございます。インバウンドのお客さんの誘致も視野に入れて、海外にもっと目を向けて、この主力産業である観光業の発展に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

ほかにもたくさんやりたいことはございますけれども、まずはこの観光戦略につきましてはそのような考え方で、プラス少子化対策、子育て支援、定住促進、企業誘致、こういったものについてももっと議論を深めて、議員の皆様とともに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

今回の総合戦略プランの策定は町全般にわたるものでありまして、平成28年度予算にはこのプランに基づいた具体的なさまざまな事業を盛り込むことになっております。具体的なことはこれからといったこととなりますけれども、議員の皆様とともに、そしてまた町職員

一丸となって取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

もう時間も迫っておりますので。

今、町長から意気込みについてのお話がありました。私も前段言いましたけれども、国の地方創生にひっかけた、やはり白浜町戦略会議、これを千載一遇のチャンスとして、町長の施策、思い、これをきちっとやはり庁内で検討されて、町長の政策に対して全職員一丸となって進められることをご祈念申し上げます。そういうことから、財政も大変な、残事業も大変ですし、震災に対する取り組みが今後の大きな課題となりますし、町内の各地区で避難困難地域の方々と十分な議論をした上において、安心・安全なまちづくりについてなお一層の努力をされることをご期待申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、楠本君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 11 時 02 分 再開 11 時 10 分）

○議 長

再開します。

3番、辻君の一般質問を許可します。辻君の質問は一問一答形式です。まず1番目の日置大橋歩道橋についての質問を許可します。

3番 辻君（登壇）

○3 番

議長のお許しを得ましたので、通告順に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

きょうも東日本大震災から4年目を迎えるということで報道されてございました。これからは復興住宅についてしっかりと取り組んでいくんだということを報道されてございましたけど、復興住宅についてであるんですけども、それと同時に、さらに心の復興ということもしっかりと取り組んでいただきたいなと思っております。

さて、最近、毎日ほど通ってございます国道42号線の日置から白浜間、また、日置から田辺へ行ったり出かけたりする中で、昨年と比べてトラックの量が大変少なくなりました。トラックから大型自動車から激減してございます。前を見ても後ろを見てもトラックの山だったんですけども、最近ちらほらとしかまだ見えてございません。もう少なくなった中で高速道路ができ上がってくるのかなというふうな感じがしてございます。

せんだつても、嫁が車で白浜のほうへ出かけました。仕事に通ってるわけでございますけれども、最近、日置から椿間で碎石を入れてるところがたくさんございまして、椿の道の駅からちょっと手前ですかね、日置川に向けてちょっと手前になりますけども、碎石をたくさん入れてるところがございまして、そこの片道のほうが1メートルほどちょっと切られてまして、そこを通るのが一番怖いんよということと言われてございまして、「あそこを通るとき怖いんや」と、「気いつけなあかんねん」と言いながら、朝早くに出かけるんです。ジャンパ

一のそでをめくりながら出ていくんですね。朝早かったんですけども、もう嫁がばたばたするもんですから、一緒に目が覚めまして、そして、家のガラスをボタンと閉めながら走っていきましたけど、朝早くから気合入ったるなと思ひながら、一番怖いなと思ひながら走つてると、気いつけなあかんと言ひながら走つてゐるわけなんですけども、本人は自覚してないんでしょか、車庫入れがまた下手でして、なかなか2回、3回と繰り返さなければならぬような状態でして、下手やなとよ言わんのですけども、あんまりうまいことないなというよ言ひ方をしています。さておきまして、本題のほうへ入りたいと思ひますけれども。

今回の一般質問につきまして通告してございますとおひ、日置川大橋についてと、歩道橋について、そしてまた、駅の利便性の向上につきまして、また、日置川地域の体験交流観光についての3点につきまして、一般質問のほうをさせていただきますと思ひます。

まず、1点目の日置川歩道橋についての質問から始めたいと思ひます。

毎日のよに旧大橋のそばを、信号のところで、渡つてゐるわけでございますけれども、せんだつての3月5日だつたですか、自転車で旧大橋の壊れた橋を渡つてゐる方がございまして、見かけました。僕は初めて見ました。そして、少し聞きたいなということて声をかけました。この橋は大変危険なやから、真ん中のほうにV字型になつてへこんだところもございまして、通つたらあかんてというよも先に、「怖なかつたんかい」という、そういう声をかけさせていただいた。そしたら、答えは、「いや、隣の立派な道のほうがトラックやら大型の車やらあるから、そつちのほうが怖いんや」と。「よっぽど怖いですよ」というよ言えでしたので、「そこ通つたらあかんねて」という、その声が出なかつたです。そこの入り口には看板がたぐさんございます。そこに置いたもの、県の置いたものね。「この橋は壊れてゐます。危ないのて渡らないでください」、西牟婁振興局建設部の看板です。通行どめのフェンス、安全第一の看板、また、ロープが張つてございまして。たぐさんございましてけれども、端の方を渡つていかれるんでしょか。それから何人の方々にかお伺いをいたしました、お聞きいたしました。車で買ひ物に行かれる方、そしてまた農地を耕作される方、何人かの人にお聞きいたしました。自転車で通われる方は旧大橋の壊れたほうを多く通つてゐるという答えがたぐさんございまして。徒歩や自転車で通行される大変危険な場所でありまして状況の中で、旧日置大橋を通行されるということになります。地元の皆さんが安心して通行できる環境を一日も早く実行していただきたいというふうて思つてゐる次第でございます。それで、せんだつて、近くの農家の人々に聞かれてございます。「一体いつになつたら歩道橋はできるんですか」。いつになつたら歩道橋はできるんですか。早くお願ひしたいということてございます。

この日置大橋の歩道橋の建設事業につきましては平成25年度11月から事業がスタートしまして、ボーリング調査、詳細設計と用地買収へと進んでゐると聞いてございます。まず、現在の進捗状況をお伺ひしたいと思ひます。

○議 長

辻君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、辻議員から日置大橋の歩道橋につきましてのご質問をいただきました。

日置大橋歩道橋建設の進捗状況について、答弁申し上げます。

現在は実施設計が完了し、用地買収も3月末に完了する予定と聞いております。また、工事発注は用地買収完了に合わせ、補正年度内に発注する予定であるというふうにお伺いしております。いずれにしましても、この事業に関しましては国と県に対しまして早期な対策、また、採択をしていただいているということに関しましては大変ありがたく、感謝をしているところでございます。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

用地の買収完了に合わせて工事発注されるということでございます。

工事内容と今回の補正予算ですね、2億8,500万と伺ってございます。この事業はどこまで進捗するのかということについてお伺いをしたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

工事内容につきましては、下部工橋台2基と橋脚2基、上部工鋼製箱桁3径間で径間16.2メートルで歩道橋が建設されます。歩道橋につきましては、この歩道橋の幅員、ここらも含めると、大体3.8メートルになります。2億8,500万円での事業の進捗ですが、橋台2基と橋脚2基の全て下部工が完了すると、この2億8,500万円ですと聞いております。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

今答弁いただきました。延長が16.2メートルと、そしてまた幅員としては3メートル。それと、2億8,500万円の事業につきましては、橋台が2基、橋脚2基ですかね、ということによろしいのでしょうか。

この通行する部分の幅員の3メートルの事業について、これについては歩道橋ですので、自転車であれ、そしてまた単車であれ、そこら辺についてお伺いしたいんですけど。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

この歩道橋はまず歩行者、自転車が通行できる道路として建設されます。自転車、歩行者専用道路と聞いております。専用道路というのは単体で橋を建設するというので、今の橋にひっつけなくて約3メートル下流に離して、単独で建設しますので、自転車も通れます。しかし、単車につきましては、やっぱり国道42号線を通っていただきたいということです。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

そしたら、歩道を自転車専用ということによろしいですか。

それで、この1年でこの下部工ですか、全部完成するというによろしいのでしょうか。

○議 長
番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

大きな災害等がなければ、1年で完成すると聞いております。当初は下部工で2年、上部工で1年の、完成まで約3年と聞いておりましたが、この予算から見ますと、1年早く完成するのではないかと考えております。

○議 長
3番 辻君（登壇）

○3 番

それでは、下部工1年と上部1年と。これは最短で2年ということによろしいですか。歩道橋は2年でそしたら完成するという予定であるということでございます。

地元住民、特に中嶋で農産物をされているお年寄りの皆さん、そしてまた、安心して農作業に行ける歩道橋の早期完成を望んでおられます。この工程で工事を進めていただきたいなと思うわけであります。

それと、日置川はアユの遡上と下流の日置漁協には生けす等もございまして、施工時に川の濁りどめ対策には十分注意して施工していただきたいなと思うわけでございます。漁業組合の工事等の施工同意は取れているのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

○議 長
番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

平成25年の11月に日置川漁業組合と和歌山南漁協日置支所にボーリング調査の同意をいただくため、工事概要の説明を実施しております。その協議の中では、議員申されたように濁水対策の話も出ております。組合からは高速道路の大古・安宅間で橋脚工事をやったんですが、そのときのような万全な濁水対策を行ってほしいとの要望を受けております。

次は、下部工事の施工業者が決まり次第、工事の詳細と濁水対策を再度両漁業組合に説明することとなっております。

○議 長
3番 辻君（登壇）

○3 番

安心できる歩道橋の早期の完成をお願いしたいなというふうに思っております。

次に、歩道橋建設と関連がある旧日置大橋ですね。旧日置大橋の解体と、そしてまた、撤去についてお伺いしたいと思います。

現状の日置旧大橋は上部の床板のずれ、そしてまた、橋台・橋脚の劣化ですね。鉄筋が見えている状態で、ことしの台風等で集中豪雨発生によって日置川が増水したとき、橋が倒壊しないか心配してございます。現地を毎日見てございますが、劣化がかなり進んでおり、この危険な橋の解体・撤去を早急に実施しなければならないと感じているところでございます。この旧大橋の解体・撤去はいつごろ実施されるのか、お伺いいたします。

○議 長
番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

解体・撤去の工程につきましては歩道橋の完成した後に撤去したいと、県からはお聞きしております。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

歩道橋の完成の後にということでございますね。

この旧日置大橋の解体・撤去工事はどこが施工されるのでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

和歌山県の事業として県が解体・撤去を実施するという事になっております。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

県の事業ということですね。県が実施するのであれば、歩道橋の完成した後でなくて、下部工が完成すれば、解体・撤去できるんじゃないかなというふうに思うんですけども、それについていかがでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

今、議員申されたように、私も下部が完成すれば、解体・撤去できるのではないかと考えております。

このことにつきましては、西牟婁振興局にも一年でも早く旧日置大橋の撤去を完了してほしいとの要望はしております。まだ結論は出てませんが、再度、議員からも提案があったことを県のほうにお伝え、報告したいと思っております。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

はい、ありがとうございます。

町長も現場のほうを何回か見られておるとは思いますけれども、旧日置大橋の解体・撤去、一年でも早く、少しでも早く完了してほしい理由は、橋の床板の部分のずれ、橋台・橋脚の劣化が進んでいる中で、豪雨による日置川の増水により橋が倒壊し、また、流される危険がございます。そういう事態が発生すれば、付近住民や下流の住民の皆さんに多大な被害を与えることになるのは目に見えてございます。

水害から住民の皆さんの生命と財産を守ることは、一日でも早く解体・撤去を完了させていただいて、また、一日でも早く歩道橋を完成していただくことによって、住民の皆さんが安心した生活ができるのです。

最後に町長に再度伺いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

辻議員が述べられたように、日置大橋歩道橋新設及び解体・撤去の早期完成を町も望んでいるとございます。今後も国・県と連携をとりながら、事業推進に取り組んでまいります。議員も申されましたが、旧大橋倒壊による水害被災が発生するのではないかとの思いは県にも伝えておりますので、一日も早く完成していただけるよう、再度県に要望してまいります。

住民の皆様が安心して生活できるまちづくりは議員も述べられたように大変重要なことであり、私も早期完成を望んでおりますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議 長

3番 辻君(登壇)

○3 番

これで日置大橋の歩道橋についての質問は終わりたいと思います。

○議 長

次に、2番目の駅の利便性の向上についての質問を許可します。

3番 辻君(登壇)

○3 番

駅の利便性の向上について質問をしたいと思います。

内容的には白浜駅のエレベーターの設置、そしてまた、日置駅の駐輪場についてでございます。日置駅の駐輪場につきましては、前回は質問をさせていただいてございます。また答弁をお願いいたします。

観光地白浜の玄関口でありますところの白浜駅に関する質問に移らせていただきたいと思います。

白浜駅は観光白浜の発展には大変大きな役割を果たしてきたと思っているところでございますが、マイカー時代の到来とともに、かつての賑わいはなくなっているように感じるわけでございます。現在、町では白浜駅前広場活性化計画に基づいた整備を計画的に実行しようとしている折、これを機に駅周辺を活性化されることを期待しているところでございます。

さて、関西有数の観光地であります白浜は、毎年、約300万人の観光客が訪れ、にぎわっているわけでございます。皆さんもご承知のように、全国的にも高齢化が進む中で、白浜を訪れる観光客も例外ではなく、特に公共機関を利用される観光客は高齢の方が多くなっているのではないかと考えているところでございます。こうした高齢者が観光地白浜への移動手段といたしまして最も利用するであろうJR紀勢本線白浜駅は、先ほども申し上げましたように観光地白浜の玄関口でもあり、体の不自由な方々にも快適にご利用していただけるよう、バリアフリー化、具体的にはエレベーターの設置が必要不可欠ではないかと考えているところでございます。再度言います。具体的にはエレベーターの設置が必要不可欠ではないかというふうに思っているところでございます。

そこでまず、町長にお聞きしたいと思います。

白浜駅の利用者はどの程度あるのか、どのように推移しているのか。また、聞くところによりますと、以前から設置に向けた話があり、昨年も要望書が町に提出されていると聞いてございます。町として白浜駅のエレベーター設置に対して、町長はどのようなお考えを持っているのかということでございます。経過も含めてご説明をお願いしたいなと思っております。

ます。

○議 長

辻君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

ただいま、公共交通機関のバリアフリー化、具体的には白浜駅におけるエレベーターの設置につきましてご質問をいただきました。

まず、白浜駅の利用状況ですが、昭和55年度には1日当たりの乗降者数は約2,600名ほどございましたが、平成24年度の資料では1日当たりの乗降者数は約1,500名程度となっております。モータリゼーション、すなわち車の普及等によりまして、白浜駅の利用者数は近年、減少傾向にあると思っております。

全国的な高齢化社会を迎え、白浜町を訪れる観光客につきましても、特に公共交通機関でありますJRを利用される高齢者の割合は、議員がおっしゃるように増加しているのではないかと思っておりますし、今後もその割合は大きくなるものと考えているところでございます。また、車椅子をご利用される方につきましても、駅員の介添えを必要とする状況でありますので、訪れる全ての方が不自由なく利用できる白浜駅とする必要があると思っております。

こうした中で、町からは平成25年3月に西日本旅客鉄道株式会社様、JRさんに対しまして白浜駅のバリアフリー化に関する要望書を提出させていただきました。

また、昨年5月には、議員からもありましたように、経済3団体から町に対してエレベーター設置に関する要望書をいただいたところであり、どのような補助制度があるのかといったことも含めて、昨年、県の総合交通政策課と協議を行ったところでございます。

いずれにしましても、現在継続して町の中でも検討しているところでございます。

○議 長

3番 辻君(登壇)

○3 番

再度お聞きいたします。平成25年の3月にJRさんに対して要望書の提出と。そしてまた、平成26年の5月ですか、経済3団体からの町に対しての要望書があったということでしょうか。再度お伺いいたします。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

はい、そのとおりでございます。

○議 長

3番 辻君(登壇)

○3 番

それでは、先ほどの答弁からにしましても、町長もエレベーター設置の必要性についてご認識をいただいているかと感じたところでございますけれども、県下でも主要な駅ではエレベーターが設置されて、現在勝浦駅ですか、設置工事が進められていると聞いてございます。

白浜駅でも近い将来、設置が具体的になりますと、概算事業費としてどのような程度にな

るのかということでございます。その財源ですね、どのようなものが考えられるのかということについて、現在把握している範囲で結構でございます。ご答弁のほうをいただけたらと思います。

○議 長
番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

白浜駅エレベーター設置に関する具体的な事業費を算出したものはございませんが、ほかの駅で実施されたものを参考にいたしますと、概算事業費は約3億円程度が見込まれます。

また、JRが事業主体になり実施することになりますが、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用すれば、事業費に対し国から3分の1の補助金が交付されることとなります。また、国庫補助とあわせて県からも補助が行われますが、そうした補助金を考慮しましても、最終的に町がJRに対し負担する額は1億円を超える多額になることが予想されます。

以上でございます。

○議 長
3番 辻君（登壇）

○3 番

先ほどの国の補助金について、再度もう一度問います。

○議 長
番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

国の補助金につきましては、3分の1が国から補助金として交付されるということになります。

○議 長
3番 辻君（登壇）

○3 番

名前のほうを再度伺ってよろしいですか。

○議 長
番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

補助金の名前ですが、地域公共交通確保維持改善事業費補助金でございます。

○議 長
3番 辻君（登壇）

○3 番

一遍に覚えられんもんで、すみません。

それでは、国が3分の1と、そしてまた、県費と町が約1億ぐらいの補助になるんですね。再度。

○議 長
番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

補助金について少し詳しく説明させていただきます。

乗降者数によって決まってくるんですけども、1日3,000人以上であれば、国が3分の1、JRが3分の1、自治体が3分の1。この自治体3分の1というのは県と町が各6分の1ずつということになるんですけども、1日当たり3,000人未満であれば、JRの負担の割合の定めがありませんので、町の負担が大きくなるということになってまいります。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

課長からの事業費と財源に関するご説明をいただきました。

何よりも多額の費用であるんです。要するに事業では、県下の状況を見ますと、多くのところで整備が進んでいると聞いてございます。このことは十分に把握されているのか、ご答弁をお願いしたいと思います。県下の状況でございます。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

県下での整備状況に関するご質問でございますが、ここ数年を見ますと、平成21年度に紀伊田辺駅、平成22年度に橋本駅、黒江駅、それから、太地駅で整備されております。現在、紀伊勝浦駅が工事中とお聞きしております。

また、比較的乗降者数の多い駅でエレベーターが未設置の駅は御坊駅、紀三井寺駅、岩出駅となっております。県内におきましても順次エレベーターの設置がされてきたものと思っております。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

課長から県内のここ数年の駅の設置状況をご説明いただきました。

県内では大きな駅につきましては順次整備されていると聞いてございます。現在、紀伊勝浦駅でも整備中であるということでございます。私も紀伊勝浦駅に行ったことがございます。白浜駅よりも利用者数は少なかったかなというふうに思ってもございます。観光の町白浜としましては、その玄関になる白浜駅へのエレベーター設置は町の大きな課題であろうかと思っております。

最後に町長のこれからの取り組みに対するお気持ちを聞かせたいなというふうに思っております。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

白浜駅につきましては陸の玄関口ということで、観光地白浜の入り口でございます。これはもう皆様方も同じ共通認識であると思っております。

今後の社会情勢としましては、超高齢化社会がますます進展する中で観光地白浜の玄関口である白浜駅をいかにグレードアップするか、あるいは施設を充実するか、あるいはいかにおもてなしをするかといったことが今後の大きな課題であると考えております。

本日ご意見をいただきましたエレベーター設置に関しましては、一般財源からの多額の負担をしなければならないといった大きな課題はございますが、観光客を含め、駅を利用されます皆様が不自由なく利用できる環境が観光地白浜としての玄関口にふさわしいと思っておりますので、今後も庁内で十分な議論を進めてまいりたいと考えてございます。

ちなみに、那智勝浦の紀伊勝浦駅につきましても、町でも1億6,000万円ぐらいの負担がかかったというふうにお聞きしております。その中で一番ネックといたしますか、大きな課題だったのは、やはり事務的な作業ももちろんあるんですけども、町ですね、どのような委員会、あるいは推進協議会を立ち上げるのかということ、かなり時間がかかったと。バリアフリー化の構想など大変だったということもお聞きしております。

いずれにしましても、町だけでなくやはり地元の関係者、そしてまた、地元の関連の団体が動いていかないと、なかなか前に進むのが難しいのではないかなというふうに考えてございます。いずれにしましても、3,000人未満の駅でございますので、白浜町にしましても財政的な負担は勝浦と同様の負担を強いられるのではないかなと思っております。その中で、やはり積極的にこれを進めていくということは町の方針等の中でも今後位置づけまして、前向きに進めていきたいとは考えてございますけれども、やはり先ほど申し上げたような財政との絡みもございますので、やはりできるだけ皆様方と議論を交わしながら、より丁寧な説明と、それから、住民の皆さんとの協議も含めて今後前向きに考え、そしてまた、庁内でことしから早急に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

駅を利用されます皆さんが不自由なく利用できる環境づくりが大切なんだということでございましたけど、ちなみに、年間白浜駅を訪れます車椅子での利用されるお客様について、白浜駅の係長さんですかね、お聞きしました。年間400人余りございますと。正確には397人でございます。4月には44人と5月が50人、6月23人、7月29人、8月41人、9月に28人、10月38人、11月は26人、12月27人、1月27人、2月が20人、3月44人ということでございます。年間397人の車椅子の方が。何でわかるんかと僕は聞いたんですけども、ちゃんと電話を先にしてくるそうですね。きょうは行きますということで、駅のほうに電話があるそうでございます。月に33人ほどになるんですね、毎回、白浜駅を訪れてこられているということでございます。

駅のほうへ行きますと、エレベーターがないのにエスカレーターに乗るのかなと思ったら、エスカレーターは60センチほどの幅しかないですね。乗れませんね、これも。駅の方がついて白浜駅を一旦出まして、付き添いもしまして、これ、ぐるっと回ってこられるわけですよ。その辺はご存じでしょうか。駅はぐるっと車椅子の方が1人駅員さんがつかれて回ってくるということでございますけど。その辺を知ってたかどうか、その辺についていかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

白浜駅のほうからの報告といたしますか、聞き取り調査もしておりまして、ここにも資料が

ございますけれども、車椅子のお客様は駅員が介助し、構内の線路を横断し、降車している状況にあるということで、遠回りをしていただいていると。なおかつ、構内の線路の横断をする際は降車した列車が出発するまで待たなければならないということもありまして、雨天の際は特に駅員の方々に傘をさしてもらったりなど、かなりのご不便をかけて、いろいろなご面倒をかけている状況でございますので、この辺もやはり今400人ということでございましたけれども、車椅子の利用の方のみならず、足の不自由な方とかベビーカーをやはり利用されている方にもご不便をかけているというのが現状でございます。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

町長におかれましては、理解をしっかりといただいているかなと思ってございます。駅の利用につきましては、利用しにくい環境にあるということだというふうに思っております。事業費も大きく、町も多額の負担をしなければならないということでございまして、事情もあるかと思いますが、ぜひ早急に前向きな協議をお願いしたいなというふうに思います。

それでは、引き続き日置駅の駐輪場の質問に移りたいと思います。

前回も一度、日置駅のことについて質問のほうをさせていただきました。紀伊日置駅には、現在、駐輪場の駐車スペースがございますが、屋根が整備されておらず、雨のときはずぶぬれになるといった状況下でございます。また、利用者の多くは通勤、通学のため駅を利用される方で、ほぼ毎日利用されてございます。

昨年、議会にJR白浜駅前駐輪場の設置に関する要望書が提出されてございます。白浜駅の駐輪場ですね。白浜駅の駐輪場については、駅前広場整備とあわせて駐輪場整備も行われるのではないかと考えてございます。また、富田の駅前駐輪場につきましても、既に屋根つきの駐輪場が整備されてございます。

今後の日置駅前の駐輪場の整備について、どのように進めるのかということについて、町長にお伺いをしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

町でも以前から駐輪場整備のご意見をいただいている中で、今年度、富田駅前駐輪場の整備を終え、現在、高校生を中心に約50台の自転車が常時とめられているというふうにお聞きしております。約50人の方々にご利用いただいているところでございます。また、白浜駅前駐輪場に関しましても駅前広場の整備とあわせて駐輪場の事前調査を実施する予定にしております。

議員からご質問いただきました日置駅前駐輪場の整備、すなわち屋根の設置といったことに関しましては、できれば、白浜駅前駐輪場での工事着手の際にあわせて実施をしたいというふうに考えてございますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

前回も言いましたけど、私のちょうど高校時代ですかね、日置の駅前駐輪場はちゃんとご

ざいまして、屋根つきがございました。

でき得れば、白浜駅と同時に日置駅駐輪場の整備も白浜駅の駐輪場とあわせて日置の駅の駐輪場の実施をお願いしたいなというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

これで駅についての質問を終わりたいと思います。

○議 長

それでは、駅の利便性の向上についての質問は終わりました。

次に、3点目の日置川地域の体験交流型観光についての質問を許可します。

3番 辻君（登壇）

○3 番

それでは、日置川地域の体験型観光について質問させていただきます。

最初に、南紀州交流公社、日置川地域で取り組んでいる体験型交流観光についての町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

まず、この南紀州交流公社でございますけれども、公社が日置川地域で取り組んでいる体験交流型観光につきましては、平成16年の旧日置川町のときに、それまでのほんまもん体験の推進による交流人口の拡大と地域の活性化を図ることを目的に、官民一体となったまちづくり協議会としてご存じの大好き日置川の会を発足させました。その後平成23年には、その交流事業をさらに発展、本格化させるために、一般社団法人南紀州交流公社として法人化、豊かな自然環境のもとで農林漁家の生活体験である民泊と多彩な体験プログラムを設け、今やもう名実ともに和歌山を代表する体験型観光の受け入れ組織としての地位を揺るぎないものにしています。このことは町としても大変心強く、また、誇りに思っているところであります。交流事業をさらに質の高いものにするため、積極的な研修、勉強会の積み重ね、認知度を高めるための地道なセールス活動など、地域一体となった取り組みをされ、日置川地域の地域振興になくなくてはならない事業であると思っております。

この地道な活動の成果といたしまして、平成22年5月に和歌山県知事表彰、昨年平成26年5月には和歌山県観光連盟より観光功労者表彰、そして、本年27年1月に総務省よりふるさとづくり大賞と数々の表彰を受賞されてきたことを考えましても、南紀州交流公社が取り組んでいる事業は評価されるに値するものだと思っております。

また、民泊を受け入れてくださっている方々にとっては、「今では都会から来る学生との交流が楽しみでうかうかと病気にもなれない」とか「農業体験を一緒にするために畑を手入れしておかない」というような声を多く聞かれます。大変大きな生きがいになっているのも事実であります。

南紀州交流公社にいただいた資料によりますと、和歌山大学の観光学部の大井達雄先生が平成20年度から平成23年度の経済波及効果を調査した結果によりますと、観光消費額が8,792万円、原材料波及効果が3,546万円、所得波及効果が5,079万円というふうな試算が出ております。これらを足した経済波及の総額は1億7,417万円に上ります。この金額にはホテル、飲食、お土産を含んでいないということですので、日置川地域は

もちろんのこと、白浜地域にとりましても大きな経済波及効果があると実感しております。

これらのことから、南紀州交流公社は日置川地域にはなくてはならない地域振興の1つであり、本来なら町がやるべき事業であることから、町といたしましてもできる限りの支援をしていきたいと考えているところでございます。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

ありがとうございます。これまでの日置川地域での取り組み、あるいは、ことしの1月ですか、総務省よりふるさとづくり大賞を受賞されてございますね。これまでも数々受賞されている中でございますけれども、日置川地域と白浜地域の経済波及効果等におかれましても、先ほども申されましたように1億7,000万ですか、以上にわたって効果が出ているということでございますけれども。

せんだって、南紀州交流公社の10周年記念式典に私も参加させていただきました。平成16年に大好き日置川の会を設立して、ことしで10年がたったということで、今後この事業に取り組んでいくのには多くのまだまだ課題があろうかとも思います。私も何年前に受け入れを何件かさせていただいたんですけども、それからまた日にちがたってもございますけれども、この課題について何点か伺いたいなというふうに思っております。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

今後の課題はどのようなことがあるかというご質問でございます。

やはり一番の課題は、体験交流型観光の交流人口をどのようにふやしていくかということだと思っております。

2点目は、民泊を受け入れてくれる方の車での移動手段でございます。特に川添地区は道路が狭く、大型の観光バスが入っていけないことから、バスから乗用車に乗りかえまして、必要があることから、民泊や体験場所への送迎が課題となっております。

3点目は、南紀州交流公社の運営は昨年まで国の補助金等を活用いたしまして運営をしておりましたが、平成26年度は一部しかいただけなくなったことから、町からの委託費として補助しております。今後も県や国の補助金等があれば、それを活用して支援していきたいと思っておりますが、厳しいのが現状でございます。今後、町としてどのように支援していくかということが1つの課題でございます。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

3点ほど挙げていただいたですね。交流人口の増加ですね、どうやってふやすのかということと、そしてまた、民泊体験場所への送迎での課題と。そしてまた、国・県の補助についてですね、補助はないのかということですね。今後の課題、何点か挙げていただいた中で、交流人口をどのようにふやしていくのかということについて、再度伺いたいと思います。何か対策はございますでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番外 (日置川事務所長)

交流人口をどのようにふやしていくかというご質問でございますが、現在、観光課の教育旅行誘致協議会や県の観光交流課と南紀州交流公社で関東、東海、中国方面の小学校、中学校、高校にスクールキャラバンを行っております。また、南紀州交流公社独自でも関東、東海、関西、中国方面への旅行会社に営業活動を行っておるところでございます。旅行会社が学校側にいかによりプランを立てていただくかということは非常に大事なことでありますので、今後もこれらの営業活動も強化していく必要があると考えているところでございます。

現在、日置川地域の民泊軒数は約100戸でございます。100戸ではまだまだ少なく、もっと軒数をふやして、受け入れ側の体制も強化していかなければならないと思っております。日置川地域を強化するのはもちろんでございますが、椿地区、富田地区、白浜地区にも協力をお願いしていかなければならないと考えているところでございます。

南紀州交流公社の受け入れ人数は、平成26年度3,086人と少しずつではありますが、増加をしているところでございます。交流人口がふえることにより、白浜町の農作物やお土産がもっと売れることになり、経済波及効果も自然と右肩上がりになってくることから、体験交流型観光は白浜町にとってはなくてはならない地域振興の1つだと思っております。

○議長

3番 辻君 (登壇)

○3番

先ほど、受け入れ態勢の強化ということで、それには椿地区、富田地区、白浜方面の方々ということでおっしゃっていただいておりますけども、周辺との取り組みについて、また、体制強化を図る中で、日置川地域のお隣、すさみ町ですとか、また、上富田町ですとかがございますよね。大きく巻き込んでいいんじゃないかなというふうに思っておりますけど、その辺についていかがでしょう。

○議長

番外 日置川事務所長 青山君

○番外 (日置川事務所長)

今、受け入れ態勢ですけど、すさみ町、上富田町にもということなんですけど、将来的には考えていなくてはと思いますが、今のところ椿地区、富田地区、白浜地区と白浜町内を強化して、それからまた町外のすさみ、上富田にも協力をお願いしていきたいと考えております。

○議長

3番 辻君 (登壇)

○3番

また、車での移動手段が難しくなっているということについて、その対策についてお伺いしたいと思っております。

○議長

番外 日置川事務所長 青山君

○番外 (日置川事務所長)

民泊家の車で移動手段が難しくなってきたということの対策ですが、今のところ事故等はなくきているのですが、川添地区の民泊の人からもやっぱり「県道が狭く送迎に苦勞している」という声も聞かれます。安心・安全の面からも教育旅行や修学旅行で来られる学校側や旅行会社の信用にかかわる問題でもあり、日置川事務所といたしましても地域の方の南紀州交流公社のスタッフ等と連携をいたしまして、できるだけ協力していきたいと考えております。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

県道が狭くて送迎に苦勞しているということでございましたけれども。県道の道幅が狭いと、そしてまた、大型バスが入りにくいということで、前々からこれまでも、これは町の課題にもなっていることかと思うんですけども。以前、平成24年12月21日だったですか、椿地区の見草でタンクトレーラーが横転したことがございました。日置川でも迂回しなければならぬということでございましたけれども、田辺方面から来る、そしてまた、日置方面から向こうへ行くといったことの中で、大変車が渋滞しまして、田野井、安居、久木を越えまして、一番渋滞してたのが宇津木橋のあたりですかね、私もあそこを通りまして、大変混雑しまして、もういつ通れるのかなという感じでしたけれども。道路については、今後とも町としましてしっかりと取り組んでいかなければいけない問題でもあろうかと思えます。私たちとの課題でもあろうかと思えます。また、今取り組んでございますでしょうかね、庄川久木線でございますけれども、進んでいるようにとは聞いてございますけれども。

3点目といいますか、最後に、補助金の支援について、町として今後どうしていくのかということについて、町長にお伺いをしたいなというふうに思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今後、南紀州交流公社への補助金等を町としてどういうふうに支援していくかというご質問でございますけれども、私は南紀州交流公社が行っているこの事業というのは、先ほども申し上げましたように、日置川地域の活性化にはなくてはならないものだと思っております。課題にもございますけれども、体験交流型観光のやはり取り扱い人口をふやすこと、これが大きな課題だと思います。この体験交流型観光の取り扱い人口がふえることによりまして、南紀州交流公社の収益もおのずとふえていき、自立できるような環境になっていくと思えます。しかしながら、今すぐ交流人口がこれ以上ふえるということはなかなか難しいこともありまして、やはり町としましても国や県の交付金や補助金等を模索しながら、できるだけ支援をしていきたいと考えているところであります。

いずれにしましても、日置川地域の今後の発展のためにも行政の支援はこの金銭面だけではなくて、いろいろな視点から必要であるというふうに考えてございます。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

今、町長よりありがたいお言葉をいただきました。支援していくんだということでござい

ますけど、私もこの体験型交流観光について取り組んでいる南紀州交流公社については、今では白浜町にとってはなくてはならないと、地域振興をしていただいている団体さんだというふうに思っています。

同時に、間もなく完成します高速道路等につきましても、十分今後の追い風になる、また、後押しをする材料になるんだろうというふうに思っています。車と鉄道の両輪で誘客を図っていただきたいなというふうに思っています。

また、和歌山をモデル化というように、モデルとした体験交流型観光を目指して、しっかりと頑張っていただきたいなと思っています。地方創生に向けてさらなる飛躍をお願いしたいなと思います。

以上で終わりたいと思います。

○議 長

以上をもって辻君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 12時14分 再開 13時09分)

○議 長

再開します。

引き続き一般質問を行います。

11番、古久保君の一般質問を許可します。古久保君の質問は一問一答形式です。

まず、1番の白良浜の観光と環境についての質問を許可します。

11番 古久保君（登壇）

○11 番

はい、ありがとうございます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、質問に入らせていただきます。

その前に、午前中にも楠本議員がおっしゃられていましたけど、本日3月11日震災、去年の3月11日、これ私、初めて志を71になって選挙に突入した日でございます。初日なんです。今時分はマイクを持って街宣車で回っているところなんです。そういう意味で気持ちを新たにして気合いを入れて選挙に臨んだというのが思い起こされます。本当に震災地の皆さん方にはまだまだ大変だと思いますけども、心を痛めております。頑張ってください。それと、また、楠本議員にもこれおっしゃられていましたけど、一昨日、私も白浜中学校の卒業式に参加させていただきました。歳いくとやっぱりこういうことが共通するんでしょうか、楠本議員と何か共通するような思い入れがあるのかなと。だんだん死に近づいていくから、若い人のところへ参加したいなというこの喜びを今ひしひしと感じているんです。そういう中で白浜中学の卒業式に出席させていただきました。白浜中学の母校である白浜中学校の卒業式に出席させていただく機会を得ました。これも議員にさせていただいたおかげです。議員にならなければ、こういう機会が与えられなかったと思っています。その面では感謝したいと思っています。白浜の中学校の子どもたちのこの成長を目の当たりにしまして、卒業証書授与式でのりりしい姿、本当に今の子どもは乱れがないんですね。これをひしひしと感じました。私も白中のPTAの会長をやったことあるんですが、あの時分はすごかったんです。もうそのことがまたよみがえってもきましたけども。そういう意味で今の子どもたちは本当にりりしい姿、整然としてきちっと卒業式を迎えられておりました。これも指導者

のおかげかなという気もいたします。感動を覚えて昔を懐かしく振り返ることができました。本当に町内全域の卒業生の皆さんにはお礼とお祝いを申し上げたいと思います。

まず、私の質問に入る前に、私自身の中学時代、約60年前になろうかと思うんですけども、その時代を振り返りまして思い出してみたいと思います。その点、皆様方のご理解と、ちょっと思い出を語りますので、ご辛抱いただいてお聞きいただきたいなと思います。当時の白浜中学校、今、ラフォーレのホテルが建っております。その後白浜中学校、木造の平屋建てだったと思います、これが3棟並んでまして、間に中庭がありまして、その中庭にはテニスコートがありました。その3棟並んだ西側の面に廊下でつながってありました。その西側の三楽荘さんのほうに今の体育館じゃなしに講堂がありました。それと、南側面には土俵もありました、あの時分。そして、こっち側の東側には運動場でかなり広がったと記憶しておりますけども。こういう木造の校舎に私たちは通いまして、これはもう南議員も堀議員も多分通われたんだと思います。そういう懐かしい校舎を思い出しながら、中学時代の今の子どもたちとの違いを、私たちの思いとの違いをちょっと思い出してみたいと思います。あの校舎につきましてはもう当時県下でもモデル校としてかなり好評だったんですね。注目されていた校舎なんです。その校舎で育ちまして、そこに私たちが通ったんですけども、その学校への通学路、今のこの役場へ上がってくる交番前のあの道路ですね、あれがまだあんなアスファルトじゃなしに地道でございました。それに西の斜面ですね、シャトルハイツですか、マンションが建ってる、三楽荘があの斜面はもう白い砂でいっぱいなんです。昔からサンドスキーがやられたとかいうこともお聞きしてるとは思いますけど、あの斜面は砂でいっぱい。その砂がまばゆいぐらいに輝いておりました。その道路を通ったわけなんですけども。その冬場の風の強いときなどはその砂嵐によって砂が顔にばちばち当たりまして、今みたいに子どもたちはフードがあるわけでもなし、あるとすれば防空頭巾ぐらいのものでございます。防空頭巾をかぶって学校へ通うわけにもいきませんので、私たちは顔に砂が当たるのを辛抱しながら通ったという思い出がございます。まるでまあ本当に針で刺されたような痛さでございました。もう逃げるように走ってやっておりました。その吹きだまりもありまして、あの道に白い砂が吹きだまって、至るところに積もっておりました。そういうことも思い出されます。もう1つ、私たちは秘密の通学路があったんです。それは今、下水処理場の前、上山別荘と美浜荘の間に細い道があるんです。その道を真っすぐ上がってきて、その間に寺谷川があって、寺谷川を越して、そして、上へ上がってくる山道があったんです。それは今のエネルギーランドですか、エネルギーランドのほうへ上がってくる道があった。その山も白い砂でいっぱいだったんですね。それが私たちの地区の柳橋とか昔の新地、その辺に住んでる子どもたちがその通学路を利用して、ちょっと近いですから、こっちへ回るよりも。そういう形で利用してたんです。それはもう絶好の我々の中学時代、遊び場だったんです、行き帰りの。道草をできる遊び場だったんです。そこにはもうその白い砂がいっぱいで、アリジゴクってご存じだと思いますけども、至るところにすり鉢になったアリジゴクの間があった。そこにアリジゴクは底におりまして、アリをとってはそこへ放り込み、ずっとアリが落ちてくると、ぱくっと食べる、そのおもしろさで遊んでおったと。そこにまた昔は水晶が残ってたんですね。我々は小さいながらも水晶を探して、探してもあったんです。その水晶を探して、その水晶を持って帰って、家でガラスを持ってきてガラスを切って。またきれいに切れるんです、あの水晶でガラスを切ると。ぴーっと引っ張って、ぱきっと折ったらすぐ

切れるんですね。そういう遊びが我々の通学路にあったんです。そういうところでアリジゴクで遊びながら、また、水晶を探しながらということで、道草を食いながら遊んでおったわけなんです。そういう白い砂が白良浜につながっておったんです。道路を隔てておりますけども、そういう白い砂とまた白良浜の砂とが一緒だったんです。真っ白く本当にその当時の砂白良浜の砂は輝いてました。だから、そういう砂を、大事な砂が白良浜にこういう砂丘の山にありながら、これも昔の人はこれを町の財源にという形でこの砂を売って、お金にかえたという名残もあります。その結果、今度は今の時代になって外国から砂を買わんなんという現実も出てきておりますけども、そういう白良浜であります今、その白良浜でも遊びも我々は白良浜の海辺で遊ぶこととして、昔はこの白良浜のあの波打ち際の砂を、水の湿った砂をこう両手で取って、これをちゃんちゃん上下にしながらかたくしていくんです、水分を取りながら。それで、これを丸めるんです。そのだんだん水分が取れてきたとこへ今度、乾いた砂をまぶしながら、だんごをつくるんです、砂だんご。これが海水浴に行つて遊ぶ方法だったんです。このだんごをたくさん、これがものすごくかたくなるんです。このだんごをたくさんつくって、陣取りをしたり、また、だんごとだんごをこの砂の上へ置いてカチャンとぶつけ合つて衝突させて、かたさを競つたと、そういう遊びも白良浜の海水浴場のところでやりました。そして、あの時分には遠浅であった白良浜なのでね、白良浜の遠浅の浜辺で歩きながら、こないして足でこうすれば、中からハマグリがとれたんです。足で探れば、ハマグリが出てきたんです。ハマグリがたくさんあったんです。ですから、遊びながら、泳ぎながら、ハマグリをとつた。あの時分はハマグリは余り食べることはしなかった。私らはハマグリを先をこすって、穴を開けて笛にしたりとかしてましたけども、まあそういう遊びをしてました。それから、白良浜での遊びはそこらですけども、あと、その白良浜から権現崎に向けて、今の下水の放流口の手前に小さな入り江があつて、湾口があるんです。その湾口のところが私たちの子どもの時分の貝のとれる唯一の浅瀬であつて、貝が豊富であつてというナガレコをとれると。貝の口開きのときには我々はもう大人と一緒に、お隣さんと一緒にそこで潜つてナガレコをとり、たまにはアワビもあったんです。そういうきれいな湾口があつて、そこでもそういうナガレコをとつて、またおうちに持って帰つて、そこそこの漁でありましたので、母親に見せてほめてもらったことも思い出します。そういう中で、今は白良浜の環境ですけども、我々の時分の環境はそういうきれいな浜できれいな水で遊んだんですね。今現在の中学生にはちょっと考えられないような幼稚な遊びと言つたらあれですけども、本当に自然を相手にしか遊べなかつたんですね。だから、そういう白良浜の環境だったんです。

そんな中で、今回の質問に入るわけなんですけども、今私はこの白良浜、かなり環境が変わつてきている、また、水の流れも変わつてきている、磯の状況も変わつてきている、そういう中で何点か質問をさせていただきたいなと思います。

まず、この下水処理場、この施設ですけども、これはまず何のためにこういう下水処理をやろうかという事業が生まれたのか。その辺のことと、それから、昔から白良浜に流れておる御幸通りから来まして堀の川、中に小谷川、それか、こっちの端に今言いましたような寺谷川、この3つの川が白良浜に流れておつたんですね。その今、処理先、その辺のところをまずお聞かせいただきたいなと思います。

○議 長

古久保君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

ただいま、古久保議員から白良浜の現状についてのご報告と、それから、白浜町の下水処理場についての考え方についてのご質問をいただきました。

白良浜といいますのは、私ももう幼少のころから親しんでいる浜でございますので、長年ずっと見守ってまいりました。白良浜はもう言うまでもなく当町の象徴、シンボルでありまして、未来へ残すべき貴重な財産だというふうに思っております。

その中で、このきれいな砂浜を後世に残すために、これまで白浜町では和歌山県のお力添えもいただきながら、白浜海岸環境整備事業、いわゆるこれは白良浜等の養浜事業でございますけれども、この養浜事業ですとか、あるいは公共下水道事業、これにつきましても下水処理場、この浄化センターを過去におきましてきれいな環境をつくり、そしてまた、下水の処理をするということで建設がされたというふうな経緯がございます。これは歴史的なちょっと詳しいことは私も今手元に資料ございませんので、経緯というのは調べたらわかるんですけども、いずれにしましてもこの公共下水道事業にも取り組んでまいりました。過去におきましての白良浜の処理の施設、あるいはそういったものがなかった時代と比べますと、やはりきれいな浄化ができておりまして、環境も随分と変わってきてるなというふうな思いをしてございます。しかしながら、まだまだ課題があるのも現状でございます、この平成20年には、これは海のほうではないんですけれども、白良浜等の喫煙及びごみ等のぼい捨て禁止条例ということで制定をさせていただきまして、環境の美化に努めているところでございます。それから、白砂の海岸を守るということで自然環境の保護にも力を注いでまいりました。

しかし近年、議員からもご指摘がございますように、少し環境の変化といいますか、砂の流出ですとか、あるいは形状的な問題、遠浅が少しかなり掘れ込んでたり、遠浅ではなくなってきているようなご指摘もございまして、たくさん課題を抱えているのが現状でございます。

詳細につきましては、またご質問があれば、担当課長からご説明を申し上げます。

○議長

番外 建設課長 笠中君

○番外(建設課長)

町河川の、今言われました3つの川の流末につきましては、堀の川、たこ公園の横から白良浜の階段護岸の下付近を通り、権現崎の先までボックスカルバートの水路で放流しております。このボックスカルバートはほかに公共下水の排水も放流しているところでございます。次の小谷川につきましては県道を横断し、薬師道路横を通り、階段護岸下にヒューム管が設置されており、寺谷川とつながる場所まで合流しております。ボックスカルバートで階段護岸の下を通り、T型突堤の中心部にあるアーチカルバートが設置されております排水路でT型突堤の先端で約30メートル、アーチカルバートが海のほうへ出ております。そこへ排出処理されておりますので、白良浜の中に直接流れ込んでくる川は今のところもうございません。

○議長

11番 古久保君(登壇)

○11 番

はい、ありがとうございます。

今の説明の中では3つの川、これについては白良浜へ直接は流れ込んでないということでございますけども。一応堀の川ですね、この堀の川、私この間見てきましたんですが、堀の川の最終放流口、これは今の時間やったら潮引いてますから、流れてるところの水が見えるんですね。こういうふうな形で流れてる場所が見えるんです。ですから、このどういう水質の水が流れてるかというところが、これ調べればわかると思うんですが、ここには下水処理場の処理水と、それから、この今図面を提供していただいています、この図面は建設課でいただいたんですけども、これを見ると、これ御幸通りなんです。丸公園に直接、御幸通りですね。御幸通りには柳橋通りがありまして、それからヨネダの横へと入ってくる山上通り、それから、美好屋さんの横へ出てくる瀬戸からの道と、それから、丸公園には瀬戸1丁目からの道というような形で浜通りもあります。そんな形でこの御幸通りには大きな溝が1本通って、それから、柳橋通りには小さい溝が両方から入ってきて、それと御幸通りの両側の溝と合わせて、その合流したものがこの白良荘の前、それから、むさし、この丸公園を越したこの場所ですね、この場所で合流してるんですね。合流して権現崎の先で処理水と一般家庭の生活排水、それから、旅館関係の排水、これ接続されてない旅館関係の排水も多分ここへ流れ込んでるんだと思うんです。その調査、その辺の調査を今まで県も白浜町もきちっとした水質検査をされておられるのか、その辺の今までの経過をお聞きしたいなと思います。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

生活環境課のほうでは、毎年大体9月ごろですけれども、白良浜へ流れ込んでいる関係の堀の川、それから、寺谷川、それと湯崎方面では本町川とか、そういったところの水質の調査は毎年9月ごろに年1回実施しているところでございます。また、海域についても同じように川の放流口のあたり、それからまた、白良浜の中央付近等で水質の調査は毎年行っているところでございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

環境のほうで毎年9月には調査されてるということですけども、私素人なりに町民としてちょっと心配しているのは、この白良浜が黒ずんできたのは、まあ、いろんな調査をされます、先生方が。私は専門じゃないので、その辺のことはわかりませんが、科学的なことわかりません。ですけども、一番心配するのは、この生活排水がいまだにこの川に、また放流口まで導いてるということですね。下水処理場の処理水については問題ないだろうと思うんです。ですけども、やっぱりこれ、下水のつながり込みに関係するんです。二、三日前の地方紙にも下水の記事が載っておりましたけど、やっぱりつながり込み、これが一番大事だと思っておりますけども、この辺のつながり込みができてないこの放流先。この水質が私はものすごく影響しているように思うんです。その辺の割合と言うたら悪いけども、水量のその辺の調査はされたことがあるのか。その水質ですね、それにはどういうものがまじっておる

のか。本当に生活排水でいろんなものが多分入ってきてると思います。多分汚水も入ってるやろし。いろんな洗剤も入ってるやろうと思います。そういうのが混合して出てきているのがあの堀の川の末端なんです。その辺の調査を徹底的にされておるのか、その辺、再度ちょっとお聞きしたい。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番外 (上下水道課長)

今、放流水の部分で、私のところは下水の部分ですけども、放流水については周辺海域の環境に及ぼす影響について定期的にモニタリング調査を行うことで、放流口周辺の環境を随時把握することを目的に、平成7年度より年1回鉛山湾と権現崎海域5カ所で潜水による観察による生物調査及び底質中のCOD調査を実施しております。放流水の試験結果はいずれも下水道法の水質汚濁防止法による水質基準に適合をしております。

以上です。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番外 (生活環境課長)

堀の川の先ということで、その水質調査ですけども、毎年、先ほども言いましたように9月ごろに実施しているわけですけども、その実施項目といいますのはいろいろな項目がありまして、ただいま上下水道課長が言われましたようにCODとか、それから浮遊物、それから窒素、リン、そういったいろんな項目の調査はしているところでございます。

○議 長

11番 古久保君 (登壇)

○11番

いろんな調査をしていただいているということは、いろんな資料を私見まして、わかっていますけども、その資料、調査された結果、今どういうふうに白良浜に生かしておられるのか、どういう対策をされておられるのか、これは県にも聞かないかんだらうと思うんですけども、白浜町としては、その結果やっぱり黒ずんでくるのはこれが影響しているよと、有機物が多いんやと、プランクトンの死骸が底にたまってんだというふうな結果によって、どんな対応を今後されていくのか。また、今どういう対応をされておるのか、その辺ちょっと。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番外 (建設課長)

黒ずみ化ということで、議員が心配されております。発生、酸素が欠乏しているとか、そういうことで黒ずんでるわけですけど、汚濁削減はまず先ほど言われたように、下水道へのつなぎ込みが一番ではないと言われております。その後の対策につきましては個々ありますけど、海水の浄化、土砂の浄化、曝気攪拌とかございますが、それについては、この対策につきましてはこの3月末に県の今の流動調査も終わりました、協議することとなっております。その中でこの問題も提案して、提言していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

私も一応この間、写真を撮ってきたんですよ。そしたら、この白良浜が本当に黒くなってるんですね、これ。浜じゃないですね、これ。たき火の跡みたいに黒いんですよ。これが白良荘寄りなんですけど、至るところに出てるんです。建設のほうにもまだ黒いところを渡してます。それで、これをさわってみたんです。やっぱり砂なんですよ、これ。たき火の跡じゃないんです、炭じゃないんです。これ砂なんです。砂がもう今は上がって太陽で乾かされて、さらさらになっとるんですけど、この黒い砂なんですよ、さらさらになってる。これが何で表面へ出てきて太陽で乾かされてこういう砂になるんかというところを、我々もう先ほども思い出を述べましたけども、昔の面影はさらさらじゃないんですよ。こんな白良浜は私最近見たことないのでね。この原因はどういうふうな形で、何が原因かというところをもう一度ちょっと。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

この黒ずみ化問題が発生したのは、権現崎にできました砂どめ潜堤を建設したところから黒ずみ化という問題が出てきて、工事が一時中断したと。その潜堤もあと20メートル残して工事が完成しなくて、中止状態になっておりました。潜堤といいますのは、波を抑えるわけです、高さをね。しかし、勢いが強いわけです。波のスピードがものすごく強いと。その中で、現在、オーストラリアの砂を乗せてますけど、その砂をまず上へ持ち上げるのが潜堤できたところ、入ってくる波がそれを全部持ち上げるわけです。ですから、砂は引かないと。ある程度潜堤の周りで、先ほど言いましたように、付近にたまってるという状態も発生してきます。やっぱり潜堤の建設に問題があったと違うんかということも言えますので、その辺も総合的に含めまして黒ずみ化対策は今後慎重に検討し、これを改善していきたいと。県にもそういうふうに伝え、改善策を検討してまいりますので、ご理解願います。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

今、課長の言葉の中にも、県と調整ということで、これから進んでいくんだろと思うんですけど、早急に取り組まなったら、手おくれに私はなると思うんです。危機感を感じてるんです。そういうことも含めて、県との話のときには思い切りぶつけてほしいなと。町民が心配してるんだというところをお願いしたいなと思います。

それと今、課長の中から潜堤の話が出ましたけども、この潜堤の影響で、先ほど言いました、私たちが楽しんだあの小さい湾口、ナガレコがとれ、アワビがとれたこの湾口、私行きましたけども、これもう砂で埋まっています。もう昔の面影はさらさらじゃないんです。この湾口なんです。これずーっともう砂になってるんです。私たちがナガレコで岩をめくってとった、この岩なんかめくれるような状態で埋まってしまってる。ここにはもう貝やとか、そういうもんはないだろう、多分。ここはもう本当に我々子どもとしての一番潜ってたやすくナガレコがとれ、たまには大きなアワビもとれた、この楽しみがあったんです。それがもう今はこんな状態で、この湾口は埋まってきております。その影響として、近くのこの岸边にもう

砂浜ができてる。白良浜の砂がここへたまってきた。砂浜になってきてます、磯じゃないです、ここね。こういう砂浜になってきてる。そういう現象もこの潜堤というものが私は影響するんじゃないか。今課長が言われたように、潮の流れがこういうような形で潮を沖へ持っていかない、手前でとめられている。それがこっちへ流れて、こっちの岸へ送り送りされて、これが長年たつて、こういう浜ができてしまったという結果が出ているように、私は思うんですけども、その辺どうですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番外 (建設課長)

議員が言われましたように、私もそう感じておるところでございます。環境整備事業の今後、残事業ということで、この写真をいただきました小石問題、今の堆積土砂等も含めまして、県とほんまに連携を密にして、県だけで実施するのではなく、やっぱり白浜町としても大切な白良浜です、町のほうもできるだけの協力をして県と連携として、改善に取り組んでいきたいと考えております。

○議 長

11番 古久保君 (登壇)

○11番

私も専門じゃないので、専門家にお任せします。大概の町民はもうほとんど皆さんの専門的なことをお願いするしかないのですね、これはもう我々がどうのこうの言えるような、また、私も勉強もしてませんので、その辺の思ったままをきょうは聞かせていただきました。

本当に寂しいのは、ナガレコもとれないような湾口になってきているところですね。何とも言えん寂しいんですけども。その中でやっぱり昔砂を売ってお金にかえたこの財政、そしてまた今はお金を払って外国から砂を輸入しているという、この60年たつ間にこんなに変わってきているのかなど。これはこの自然を我々人間がこういうような形につくり上げてしまったんだなど。これはもう取り返しはつかないと思いますよ、私が何ぼ言ったところで。これをもとに戻せ言うても、戻らないと思いますけど、この辺の心配を今して、危機感を持って対応してもらわなかったら、本当に子どもたちに後を任せていける白浜町にはならないだろうと思うんですね。

そんな中で、質問ですけども、あと新聞にも載りましたけども、白良浜の中、真ん中、波が高くなって遊泳禁止が最近毎年何回か、真ん中のところだけ遊泳禁止になると、ごそつとへこんでると。ダンパー現象というんですか、それが出てきているという形で新聞にも載りましたけども、その辺のところ白良浜で今までお客さんがけがをされたとか、そういう対応をしたとかいうことがありますか。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番外 (観光課長)

白良浜につきましては、夏に大体60万人余りの海水浴客の方がお見えになってございます。それで、波に巻き込まれての事故というのは、昨年につきましてはそういった対策、早い目にやはり安全という観点から中央部を遊泳禁止にしましたので、昨年はそういった事故というのは1件も報告を受けてございません。ただ、数年前にはやはりそういったことで頸

椎損傷なり、子どもさんがお亡くなりになられたとか、そういったこともあったように記憶してございますので、近年は特にそういった波の状態、こういったものに注意をして取り扱っているところでございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

遊泳禁止になった期間というのはありますか。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

去年の場合は8月の、個々に何回かしたこともあるんですけど、一番やはり夏のメインのシーズン、ちょうど1回目の花火、7月30日が終わりました、記憶がはっきりしてございませんが、翌日、翌々日ぐらいから中央部を遊泳禁止にしまして、それから10日にかけて徐々にというふうなことで、多分7日、8日ぐらいからはもう全面遊泳禁止というような措置をとらせていただいたように記憶してございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

ということで、白浜は観光地でありますので、お客さんがそういうことで大したけがでもなかったということですけども、波がきついと白良浜は真ん中だけでも遊泳禁止になるよう、危険だよという、これまた風評という、観光についてはね。こういうことも考えられますので、こういうことが口から口へ行き渡れば、白浜の観光のイメージがかなり変わってくると思いますので、この辺のところも先ほどの質問もあわせて、これはやっぱり人がつくった現象だと思います。昔の白良浜ではこんなことは考えられなかったんです。私は昔の白良浜ではもう土用波が立ったら、板を持って泳ぎにいったんですよ、波乗り。それぐらいやさしい、何ぼ波でも、そういう波だったんです。もうこの波に板を持って乗るんですよ。それで、波際まで滑っていくんですよ。そしたら、その中でもう砂とまみれて、ふんどしの中に砂がいっぱいたまって、そういう状態で遊んだことがあるんですわ。しょっちゅうそういう遊びをした。ですから、その辺についても白良浜の形が変わってきてるんじゃないかと思っておりますので、それも含めてもう技術的なことを何とか県と相談しながら、考えていただきたいと。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

今、議員さんからありました、砂浜の中央部の高波発生のまず原因としましては、両サイドに設置されているT型突堤と権現崎の砂どめ潜堤により、高波がそちらの場合は来襲しにくく、浜中央部については砂浜の両端よりも高波が襲来しやすいと推測されるとの報告がありますが、砂どめ潜堤からの入り込んでくる波は両サイドに屈折されるわけです。T型突堤から入り込んでくる波も両方へ屈折されると。真ん中の波はこの屈折場所がないため、盛り上がった状態で見えるという結果だと思います。このことにつきましても、この白良浜環境整備事業の中で検討していただきたいと、またこれも3月には申し伝えようと思っております。

す。今まで調査を行ってきましたが、今後はこのハード面の対策に改善を促進して、白良浜の環境保全に取り組んでいけるよう県とも連携をとりますので、ご理解願います。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

それはお願いしたいなと思います。

それともう1つですけども、先ほど堀の川はお聞きしましたけども、この小谷川というのは今の銀座通りから昔は白良浜のほうへ流れておった。銀座通りの裏のほうなんですけど、今も流れてるんですけども、それがあると。今の白浜館の下のあたりをずっと通ってるように思うんですね。それはもう昔からそのとおりで。その川が寺谷川のほうへ、堤防の外ですか、外を通って寺谷川のほうに行き、寺谷川と一緒にT型突堤の中を通過して、そのT型突堤を突き抜けて沖へ出してるという報告を聞いておるんですけど。また、これについてもちょっとお聞きしたいのは、この寺谷川の放流先、工事も去年ですか、何年か前に管渠の間で水が漏れたとかいう地方紙の中にも、T型突堤掘削工事というようなこんな記事も載っておりますけども、こういうこともあって、掘り返したということも聞いております。そんな中で、このT型突堤の私一番先っぽへ行って、写真を撮ってきたんです。そしたら、やっぱりずっとT型突堤を巻いてずっと白い砂がぐーっと回ってるような感じで、白良浜の砂がこっちへ流れて埋まってるのじゃないかなという。潜ってないからわかりませんよ。ですけど、この白い砂がずっと白良浜のほうからずっとこの突堤の裏のほうへ積もってるように見えるんです。それで、T型突堤から突き抜けて下水管が、放流口が沖へ出てるということでお聞きしております。この砂で埋まってる可能性はないのかなということも心配するんです。そして、この突堤の先。この間見に行ったときには風が強かった。波が立っとなった。その風によっては、その突堤から湯崎湾のほうへ流れる潮と白良浜のほうへ流れる潮と、あの先でこうなるとるんです。その先に下水の放流口があるように、私は自分で想像するんですよ、それ、そこで何ぼ沖へ出してるかという放流しても、これは潮の流れによって白良浜のほうへ回ってるような気がするんです。この辺も含めて今後調査してほしいなと。一番私見に行き心配したとこなんです。その辺ちょっと。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

今言われましたとこはT型突堤の根元から砂が持ち上げられて、向こうをオーバーして波も越えていきますので、そのときに一緒に砂が持って行かれるという状況になっております。アーチカルバートにつきましては一応空気抜きを入れているんですけど、そちらからいっぱいになったら吹いてくるんですけど、そういう状態は今までございませんので、上からものぞいたら6センチぐらいの穴が開いてますので、それで見ましたら、余りたまっていないと。たまった場合には清掃していただくと、県のほうへお願いしているところでございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

T型突堤を越えて、湯崎館のほうには砂が越えたんですよ。そやけど、T型突堤の私は先

のほうの心配をしてるんでね。先のほうにもたまってるような気がする。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

その辺につきましても砂の動きということで調査、3月末に出てきますので、それを確認したいと思っております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

白良浜の形態ですけれども、形ですね、ちょっと波が高いと、今ご存じだと思いますけど、白良浜波打ち際へ立つと、立ってから陸を見ると、なかなか見えないですね。こう盛ってます。こういうふうに盛って、こうなってる。ブルドーザーでかいたときには、ちゃんとなっています。だから、今そういう浜のこの形態、波打ち際と。だから、遠浅が外れてきたというあたり、その辺感じるんですけれども、それが去年の10月8日なんです。これも大潮でね、私これ台風明けだったと思うんです。地元の人に教えてもらって、「今、白良浜を見に来い。ものすごい遠浅になってるぞ」という形で教えていただきました。これ白良浜なんです。ものすごく広いんです。もう海からずーっと本当に滑らかに海岸になって。これ手を加えたんじゃないんです。人工でつくったんじゃないんです。自然にこの浜になつとるんです、これ。なってるんですよ。この間写した写真とはちょっと違うんです。この間写した写真はやっぱり海と波打ち際とで、陸の砂とでこう段になって、見たら、向こうは砂丘になって山になつとる。そういう状況が見えてるので、こういう本来の白良浜の姿なんです、これ。これで白さがぴかぴかしておれば、もとに戻ったなという感じはするんですけれども。だから、これについて私思うのは、白良浜を夏は観光客のためにブルドーザーを入れてならしてますね、台風が来たとき。ならしたり、また、砂まつりでブルドーザーで掘り返す。また、いろんなイベントでブルドーザーを入れて、ユンボを入れて白良浜をほじくり返してる。これによっても私はいろんな影響が出てきてるんじゃないかなと。その浜には夏はやっぱり先ほども観光課長が言われましたように、白良浜の規制、たばこの規制をやってます。これちょうどこの写真を撮ってるときに12時ごろ放送されてました。英語と一緒に放送されてました。たばこだけです。ですけれども、今回私がお願いしたいのは、観光客にも協力を得て花火、この花火だけは何とかあの浜ではやめていただきたいなど。これは何で感じるかというと、年に2回、白良浜の清掃、掃除がありますね。これ毎年参加するんですけれども、やっぱり一番気になるのは花火のかすです。全てもう砂の中へかすが突っ込んでるんです、消すのに。この影響もかなりあるだろうと私は推測するんですけれども。その辺のところもちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

ただいま、たばこや花火による白良浜への環境の影響のほうにつきまして、ご提言をいただきました。

先ほど町長も申し上げましたように、たばこにつきましては平成20年7月から白良浜の

そういった条例を、ぼい捨て条例を施行しまして今年で8年目を迎えます。そういったこともございますので、議員さんをご質問にもございましたように、白良浜での喫煙、ごみぼい捨て、こういったものが禁止であるというふうなことを、年間を通じて浜内では放送による啓発を行うとともに、主要箇所への横断幕や看板等を設置していることから、一定の成果がやはりあらわれてきているのではないだろうかというふうに思っております。

花火につきましては、ちょうど夏場については都市公園条例によりまして午後11時から6時まで、これは年間通じての話なんですけど、特にお客様はもうやっぱり秋からはそんなに花火をされませんので、夏場は11時から6時まで禁止というふうに制限をかけておりまして、その啓発を夏中させていただいております。それで、確かに花火のかすということでもございましたら、やっぱり清掃したときに思われたように、一晩かなりのごみが残ります。それで、私も観光課のほうも業者のほうに委託いたしまして、夏の期間中、特に夏休み期間中に集中いたしまして、毎朝8時までに一旦ごみを全部取ってというふうなことをしてございます。それで近年、花火なんですけども、いつときと比べますと、ちょっと若干少なくなってきたという気はするんですが、やはりお客様全体のマナーによってこういったものがかかってくると思いますので、やはり引き続き環境への負荷、こういったことを考えながら皆さんに協力をしていただきたいということで、お呼びかけをして取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

今ご説明いただきましたけども、私の思いはその11時から以降を禁止してますとかいう思いじゃなしに、私はこの白良浜の砂を守るために、できたら、白良浜のこの湾内で花火はしていただきたいくないなど。これはちょっとお客さんにもご協力いただきたいなど。そういう看板が立てられないものか。今後、白浜観光としてそういうことができないものか、というところをお聞きしたいんです。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

ただいまご指摘のありました点、ごもつものご意見かと思えます。実は昨年来、いれずみとかそういったものも含めまして、どういった対応をすべきであるかというふうなことも一般質問でほかの議員さんからもご提言をいただいておりますので、やはり今年はひとつ浜のルールをどうするかというふうなあたりを関係者の方々と会議をして取り組んでいきたいというふうに思っております。それで、そういった協議のほうは実はいれずみとかでしたら、今までの警察さんが夏場の会議の中でも、「いや、やっぱり観光地なんだから、外人さんの部分がやっぱりそういったことを制限するのはどうだ」とか、やっぱりいろんなご意見があると思えます。それで、花火につきましても、「お客さんに楽しんでいただくためにはやはりそういったことも必要ではないか。今までのやつでええんちゃうんか」と、いろんなご意見があると思えますので、そういったものを関係者の方々と協議をさせていただいて、よりよい白良浜になるよう努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

す。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

これは行政側と、できたら、白良浜でいろんな事業をされておられる観光協会を一手に引き受けて夏場、観光協会がされておりますので、この辺の組織との話し合いも今後白良浜をどうするんかと、今、危機やぞと、ちょっと一遍考えてみようやないかという話し合いを持ってほしいなど。観光協会、大事ですよ。ですけど、この観光協会については、私はまた別に1回質問させていただきたい。余り白浜の思いが反映できてるんか、取り入れられてるんか、この歴史あるこの白良浜をどういうふうに考えておられるのか。潰していいんか。今、目先だけで潰していいものか。言うたら悪いんかな。悪ければ、ちょっと訂正しますけども。それに走ってるような気がします。そこに白良浜は悲鳴を上げてるんじゃないかなというところも私は感じますので、心配します。ですから、本当に白良浜のこれからの将来を、もう私たちが先が短いので、もう心配するばかりなんです。何とか若い人にその辺のところをもう一度見直してもらいたい。私たちはもう小さい時分から育ってるから、愛着があるんです。それを今観光に従事している方々にいかに通じてもらうか、感じてもらうかというところを、できたらわかってほしいんです。今、それともう1つ、原因として私なりに考えてるんですよ。この遊歩道がありますね。その後ろに階段護岸があつて、それで歩道があつて、その後ろに今度、旧の防波堤がありますね、まだ。残ってる場所がありますね。ちょっと白良湯の手前ぐらいまで残ってるんかな。その後が平らな地盤として土身の地盤があつて、その向こうに松林があつてという、この土身、FM放送のあの場所。売店の場所、この場所、かなりもう白良浜の浜の砂なんかほとんどないですね。土身なんですよ。この土身に夏の台風シーズン、波の強い日なんかあの階段、護岸を乗り越えて、あっちの土身のほうへ流れているところを見たことがあるんです。それは引き潮によって土を白良浜へ持って入るんですよ。これも影響してるんじゃないかなと。だから、私の思うのはこの後ろの防波堤の間、歩道との間、一旦少し平らにしないで、下げる。そこへたまった水、あの豪雨のときもそうです、すごい雨が降ったときも、白良浜へ階段を伝っておりてきてる。そういうこともあります。少しくぼみをつくってその水が直接浜へ流れないように、これも工夫してほしいなど。埋めるばかりやないです。あれが昔はあそこに白い砂があったから、少々波がかぶろうが、波に持っていかれようが、どうってことなかったんです。ですけど、あそこは今、土身なんですよ。土を白良浜へ持って入ってるんです。だから、それも含めて考えていただきたいなど。それも一応課題として、県との相談として、よろしくお願ひしたいと思います。それで、もう1つ向こう側の今度埋めるといふところも含めて、一遍ちょっと答弁をお願いしたいんです。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

この残事業によりまして、階段護岸のほうも拡幅。できれば、そこに高さを上げるというような計画もございます。その計画、今議員が述べられたように、そういう意見もお伝えして、何とか改修できないか、そういう事情があるんやと、事態が発生してるということもお

伝えして、改修に取り組んでいきたいと思えます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11番

今まで私の心配を述べさせていただきましたけども、最後に、この「旧白良浜の象徴と再生」というこういうものを出されております。文化財保護審議会委員の鈴木昌さん、この方は私たちより2級先輩なんですけども、この方がこの本に書いて、最後の締めるところに書いておりますこの文を読ませてもらいます。「終わりに」というところで、「今後、行政担当者はもちろんのこと、地域住民や子どもたちも加わって、まずはこのもとの白良浜こそが紛れもなく日本一の鳴き砂の白砂であったことを知り、そして、その再生を目指して意識を高めていきたいものである。それにはまずは我が町の砂が白かった仕組みを学んでいただきたい。そして、その浜ではどんな遊びや生活があったかも知ってほしい。その結果、再生が重要であり、その手段として海水浴場としての利用に規制や制限があってもやむを得ないと私は思う。外国の大きなリゾート地には、有名な『写真以外何もとるな。足跡以外何も残すな』との大きな看板を立てていて、規制や監視が厳しい場所には監視員や巡回指導員を配置している。白良浜もそろそろ開発やイベントによる利用ばかりでなく、白砂皆兄弟のような広い心を持って、このすぐれた遠浅で安全・安心な鳴き砂の白い砂浜の復活再現に向かつて、誇りを持って進んでいこうではないか」というふうな形で締めておられます。この思いは私も一緒です。多分、白浜で育った人はほとんどこういう思いであろうかと思えます。今、白浜の観光、私は観光に従事してる方の顔が見えないんです、経営者の。大きな企業の経営者の顔が見えないんです、今の白浜温泉には。大きな旅館の店主の顔がわからないんです。おかみの顔もわからないんです。昔はそういう人が地域に出て、いろんな会議を持って、いろんなことを検討したんです。ですけど、今の白浜観光にはそういう顔が見えない。ですから、こういう思いが伝わらないんですよ。ただ、数字だけを追っかけてるんですよ。外人観光客が何名入った、年間300万人観光客が入ってるんや、その数字だけが踊ってるんです。その結果、我々の財産であるこの白良浜がどうなってるかという、そのところを経営者に考えていただきたいんです。それと、そういう方々とやっぱりコンタクトをとって話をさせていただくのは町長でしかないと思えますので、町長さんに、その思いをちょっと最後に聞かせてください。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外（町長）

今、議員にご指摘いただきましたように、白浜町の観光のあり方といいますか、今後の観光協会のみならず、私どもの町と観光協会、その他関係者の皆さん、特に観光に従事されてる方々のもっと顔も、そしてまた声も聞こえるような、そういった機会を設けていくのがやはり私どものこれはもう、仕事の1つであろうというふうに考えてございます。

ですから、やはり今、非常に辛辣なといいますか、かなり厳しいご意見をいただきましたけれども、それはそれでかなり私どもも反省をして、今後、町の行政の中で、観光行政の中で一生懸命一緒に取り組んでまいりたいというふうに思えます。もっともっと経営者の顔が見えるような、あるいは声が聞こえるような、一丸となった取り組みというのがこれから必

要と思いますので、取り組んでまいります。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

はい、ありがとうございました。

白良浜について、終わりたいと思います。

○議 長

それでは、1点目の白良浜の観光と環境について終わりました。

次に、2点目の水道使用料未収金回収に向けて、その後の対応について質問を許可します。

11番 古久保君（登壇）

○11 番

12月の日にも一般質問でさせていただきましたけども、これ12月一般質問してから、町民の反響がかなり多いんですね。私個人にもかなり、「初めて知ったよ。どうなってんね」という声がたくさん来てます。行政のほうにもこういう電話がありましたか。その辺、先にちょっとお聞きしたい。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外（上下水道課長）

電話ではそういうようなことはいただいておりますが、徴収業務の中で町民の方からそういうようなお問い合わせがあったことは事実です。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

はい、ありがとうございます。

これ、町民的な感情としてね、何とも見過ごせないんですよ、皆さんの思いというのが。こんな不公平なことが今のこの白浜の庁舎の中でまかり通っているのかというのが、もう正直な素直な気持ちなんです。これを何で今までこういうふうな形で放っておられたか。放っておったわけでもないんやと思うけども。12月で質問させていたときには、ほとんど手を打ってなかったと私は判断しておりますけども。これが今までこういうふうになってたという、もう一度町民向けに説明がつかますか。ちょっともう一度答弁してもらえますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町長）

この水道未収金の回収についてのご質問だと思いますけれども、やはり未収金につきましては、この先の議会、決算審査特別委員会でもご指摘をいただきまして、最優先課題と受けとめて、今現在、庁内の関係者会議をして対応をしておるところでございます。

やはり、この独立採算性の水道会計では、水道料金というのは安定した経営のための財源であります。ですから、料金収入をもって維持・継続をしておりますので、今後また、今後は予想される大地震とか、そういったものにも備えた整備ですとか、施設の更新のためにも料金のこの収入確保には努めなければなりません。

その中で、水道事業の責任者ということで私も水道法や給水条例にのっとり、公平性の確保、そしてまた、料金徴収に対する町民の信頼の回復に向け、未収金の回収に職員ともども努めておるところでございます。

平成25年8月には給水停止事務取扱規程を設けておりますので、それ以降、この規程に基づきまして、大口需要者あるいは一般家庭を問わず徴収業務を行っておるところでございます。まだまだもちろん十分とは言えないところもございますけれども、町民の皆様方の信頼を得るために、先ほど申し上げたように、担当課のみならず町一丸となって取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11番

それも町長の答弁のとおり、取り組んでいただかなければ、町民のご理解がいただけないと思います。今までの経過をどうのこうの言っても、今さらもう始まらないだろうと思えますけれども、この不公平さをやっぱり町民の人はいろいろと感情的に持っておられます。その中で、この決算に出てきましたこの資料の中で、もう一度お聞きするんですけど、この年々、やっぱりこの件数がふえてる、これは大口に限らず件数がふえてる。この資料としてこれ、25年度までですけども。この資料しかないので、この資料で言ってますけども、ふえてる原因はどうでしょうか。それと、その原因に対する対応は、個人的なこと企業との対応はどういうふうにされておるのか。その辺もお聞かせください。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番外（上下水道課長）

ご質問の18年から25年度にかけて未納件数がふえ続けているのは、やはり長引く経済情勢の悪化、それから、未収金に対しての上下水道課の対応の取り組みの甘さがあったと、深く反省しております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11番

今の答えではちょっと、私はあれですけども、町民の方々に今のでわかるかな。私もちょっと理解しにくいんですけども。何か口に含んだような。思い切った話が出てこないんやけども。言えない事情、はっきりとしない事情、この辺はどういう事情があるんでしょうかね。やっぱり8,300万という未収金について。また大口がそのうち4,000万強あるというこの問題について、何かちょっと歯切れが悪いんですね、答弁に。もう少しちょっと突っ込んだ答弁ができないのか。お願いします。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番外（上下水道課長）

水道給水開始の昭和28年当時は、水道は町が行う行政サービスに近いような性質を帯びてたと思います。そういうことの中で、給水停止を行う市町村は全国でもまれであったかと思えます。そういう中で地方公営企業法が適用され、水道事業も独立採算性の経営を行うよ

うになると、滞納額が経営を圧迫することになりまして、近年では税と料の公平性を保つ観点からも、給水停止を念頭にした徴収に変わってきております。当町も監査委員さんからの指摘もあり、滞納処理に対応すべく平成25年8月に給水停止事務取扱規程を設けており、この規程に基づきまして、大口需要者、それから一般家庭を問わず、徴収業務を行っております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

先ほどお聞きしてるこの件数について、これまだちょっとお答えいただけてないんですけども。これ何で毎年、毎年こうして件数がふえるのか。どういう事情で3月締めで残っておるんだというところで、ふえるのか。それにしても毎年ふえるというのはこの内容、中身ですね。大口だけではこんなに。大口はこれだけないと思うんですよ。これやっぱり一般家庭の件数だと思うんですけども、その処理ですね。大口と一般家庭とのこの公平な法律の取り扱い方、これをされておられるのか。それとも、大口の場合はこういう話し合いによって確認書を設けて、町側と話し合っただけで計画書をつくって、対応できるもんか。個人的な家庭においてもこういう相談に乗っておられるのか。その辺についてはいかがですか。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外（上下水道課長）

料金を納めていただくシステムの中で、25年より、今言いましたように、そういうような規程を設けてます。料金徴収に対しましては催促状、それから、催告書を発送した手続を行いまして、納付につながる手だてを行うようにしています。この手だてを経ても、2期分以上支払いが滞っている場合については、給水停止予告通知書を発送しておるんです。その際に期日までに納付または納付相談がない方については、やむを得ず給水の停止を執行させていただきます。その際、職員は滞納者からの納付相談に応じるために待機をしております。また、給水停止をした滞納者からの相談で、一度に未納分を全額納付できない場合、納付計画を立てていただいた上で誓約書を提出していただき、計画に沿って納付していただいておりますが、その際でも生活状況等の変化により計画どおり納付が困難になった場合は、その都度連絡をもらい、納付相談の指導を行っております。これらの一連の手順につきましては給水規程条例に基づいて行っておるんですけども、滞納額の大小に関係なく、滞納者との間で相談または指導をさせてもらっておるのが現状でございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

課長に今説明いただいたことは、もうこのところに書いてるとおりです。そこでお聞きしますけども、25年の8月に規程をつくって、前回の12月の質問でも聞きましたけど、これの手続で初歩的な手続をされたかというところでお聞きしたときに、「今まで規程をつくったけども、この初歩的な手続は一切してない」と。「催告書の1枚も出してない」という答弁をいただけてます。そしたら、この大口に対してはそれをできてなくて、小口に対しては誓約書なり、催告書を出された件数はありますか。お答えいただきます。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外（上下水道課長）

平成26年2月末現在ですけれども、催告書につきましては789件発送しまして、給水停止予告書を130件発送してます。その後、給水停止を32件執行いたしております。そのうち23件につきましては納付があり、給水停止を解除しております。その残りの9件につきましては転出者等の居所不明者でございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

はい、ありがとうございます。

一応その内訳をお聞きしました。789件、その中には小口も大口も入ってるという捉え方でよろしいですか。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外（上下水道課長）

はい、そうです。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

はい、ありがとうございます。

そしたら、小口の方についてはいろいろと事情はあろうかと思えます。私は一番気になるし、町民の方も気になるのはこの大口です。この大口の方について、この人のためにこの未収金がたまってることのために、平成25年8月27日に停止事務取扱規程をこしらえたと、つくったというふうに解釈してもいいぐらいの、このものをつくっておるんです。その中で確認書を交わし、計画書を出させた。毎月50万円ずつ支払ってください。平成31年には完済してくださいよと、4,000万。そういう約束事をしてるんですけども、12月の質問のときにはそれすら守られていないという答弁をいただきました。それは過年度分の50万。それと、現年度分毎月、毎月の使用料もおくれがちである、そういう話を聞いておりますが、その後12月から3月の議会までの間にどういう対応をされたのか。その辺お聞かせください。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外（上下水道課長）

個別の滞納事例の詳細については答弁を差し控えさせていただきたいんですが、水道料金の徴収については継続的な納付交渉により、料金の確保をいたしております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

今の答えはちょっと理解しにくいんですけども。どうやて。その後ちゃんと正常に戻って

るということか。12月の議会ではおくれてる、過年度分も現年度分もおくれがちやという答弁をいただいているんですよ、たしか。それがもう今、正常に戻っているのかということを知っているんですよ。どういう対応をして、対処をしたのかということをお聞きしているんですよ。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外（上下水道課長）

12月以後、未収金は継続的な納付交渉により縮減しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

縮減という、今おっしゃられましたこの縮減という意味、もうちょっと具体的にわかりやすく説明してくれるか。ちょっと理解しにくい。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外（上下水道課長）

先ほどからお答えさせていただいていますように、滞納者の個別の部分については、これ以上の答弁を差し控えさせていただきたいと思います。ご理解のほどお願いいたします。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

個別の案件についてはということですが、最初は小口と言わなかったかな。おっしゃられなかったな。小口は仕方ないと思ってたんですけども、この大口に関してもそうですか。そやけど、12月のときには答えていただいているんですよ。だから、その後の質問についてはやっぱり答える姿勢はしてもらわなかったら、これ町民の皆様方に説明つきませんよ。12月で答えといて、今答えられないんですか。そんなことあり得るのか。これ課長会で相談されているんですか、これは。

議長、ちょっと休憩してください。

○議 長

休憩ですか。

11番 古久保君（登壇）

○11 番

答えてもらわな困る。

○議 長

休憩しますけども、答弁は。休憩をとりますから、答弁、ちょっとまとめていただけますか。

休憩します。

（休憩 14時30分 再開 14時38分）

○議 長

再開します。

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外（上下水道課長）

12月にはおくれておりましたが、その後、相手方さんに指導いたしまして、追いつくように指導しました。そして、その後入金はしていただいております。しております。

○議長

11番 古久保君（登壇）

○11番

あと何分ありますか。

○議長

48分です。あと10分です。

11番 古久保君（登壇）

○11番

12月以降、指導をして、納入していただいているということでございます。平成27年の2月まで、お幾ら支払われたんですか。もう過年度分だけでいいです。現年度はもうわかりませんので。正常に戻ったのであれば、27年の2月まで終わってるはずや。何ぼ終わってるんですか。また時間使われたら。休憩。

○議長

いや、ちょっと待ってください。

答弁できますか。答弁待ってくださいということですか。

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外（上下水道課長）

もう少し待ってください。

○議長

どっちなんですか。休憩なんですか。

休憩します。

（休憩 14時40分 再開 14時42分）

○議長

再開します。

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外（上下水道課長）

滞納額についてはあれですけども、滞納分については予定どおり入ってきております。

○議長

11番 古久保君（登壇）

○11番

いや、いや、入ってきてるという答弁は先ほどいただいているんやで。だから、27年の2月までに幾らこの計画書どおり進みますか、入ってますか。12月から指導してきちっと払えるようになってるんでしょう。相手方ときちっと話をしてるんでしょう。平成27年の2月まで何ぼ済みますという答えが何で出てこないんですか。幾ら済んでるん、幾ら払い込んでるの。役場の中、幾ら入ってるの。それすらわからんのかい。ちょっとまじめに仕事

してるんか。

○議 長

休憩します。

(休憩 14 時 44 分 再開 14 時 46 分)

○議 長

再開します。

古久保さんの質問はあと7分でございます。

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外(上下水道課長)

確約書どおりの入金はいたしております。

○議 長

11番 古久保君(登壇)

○11 番

やっぱり数字がどうしても言えないんやね。その数字が言えないのに、決算委員会でこういう資料を出し、それで、私が情報公開させていただいたこの資料を出し、その中で数字が言えない。この行政側の姿勢というのはちょっと私、信じられないんやけど。どうですか。この資料はあなた方から出てきたんですよ。私言いましょうか。平成27年の2月まで1,300万入ってなかったらおかしいので、これ。1,300万入ってるか。4,100万のうちの1,300万が今まで済んでるか聞いてるんよ。それすら答えられへんのか。

○議 長

休憩します。

(休憩 14 時 48 分 再開 14 時 49 分)

○議 長

再開します。

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外(上下水道課長)

今おっしゃられております金額については、入金しております。

○議 長

11番 古久保君(登壇)

○11 番

もうこれの答えを言えるまで何分かかってんの、これ。ほんまに無駄な時間を潰しました。私はわかってる思って、すぐ答えが出てくると思ってるから、質問してるので、これ。時間を潰されたら困る。

ということで、一応役場のほうと行政側と話をして、約束どおり今正常に戻ってるという答弁をいただきました。何でこれしつこく聞くかという、この辺を理解してもらいたいのは町民感情ですよ。朝のうち、楠本議員もおっしゃってました。不公平さですよ。これ町民の不公平さがずっと出てるんですよ。大きな大口として企業が、また観光に従事してる企業が一番肝心のこの水道、これを滞納してるという、これについて私は腹が立ってるんであってね。それに対する行政側。また、行政とその企業とどういう話があるのか。あると思う、私は何か。取引があるの違うかな。これ白浜町内でのうわさですからね。交換条件があるよう

にも聞いてます。それで答えを渋ってんのかなということだと思います。これは問題発言かもしれない、訂正します。事実でないので。うわさということですので。

○議 長

はい、そのようにしてください。

11番 古久保君（登壇）

○11 番

そういうことも心配されるのでね。もうここだけの話やないんですよ、もう。白浜町内にうわさになってるんですよ。町民の人がほとんど知ってるんですよ。だから、聞くんですよ。何とか皆さん、その辺のところをきちっと対応していただだけませんか。小口についてはきちっと処理されてる。規程までつくってやってるのに、こういう問題が起きてる。催告書の1枚も出してない。もう何とも言えん。もう残念でなんですよ、私は。何とかそれを職員の皆さんにはもっと受けとめていただきたい。そら町民の、まあ、この方も町民です。幅広く皆さん町民なんです。あなた方は公の仕事をされてるんです。公平にされてなかったら、いかなんですよ。やりやすいところには手つけるけども、抵抗されるところにはよう行かないというような状態では困るんですよ。公平にやってくださいよね。

それで終わります。

○議 長

当局、いいですか。

では、以上をもって古久保君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 14 時 53 分 再開 15 時 15 分）

○議 長

再開します。

諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

休憩中に議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いします。本日は2番、三倉議員まで一般質問を行い、その後散会することになりましたので、ご了承いただきたいと思います。なお、あすの開会時間は午前9時30分ですので、よろしくをお願いします。

南房総市議会、栗原保博議長から合併特例債の適用期間の再延長を求めることについてお願いの提出がございました。取り扱いにつきましては、議会運営委員会でご協議をいただきました結果、配付にとどめるということになりました。

以上で、諸報告を終わります。

○議 長

引き続き一般質問を行います。

14番、丸本君の一般質問を許可します。丸本君の質問は一問一答形式です。まず、1点目の町職員の労働条件についての質問を許可します。

14番 丸本君（登壇）

○14 番

14番、丸本安高です。通告に従い、一般質問を行います。

まず最初に、町職員の労働条件について伺います。

早速、質問に入らせていただきます。町職員の労働条件については、一昨年6月議会から何度か議会で取り上げ、一定の改善がなされているわけですが、しかし、まだ十分改善されているとは思えませんので、今議会でも再度質問させていただきます。

まず、さきの12月議会におきましても質問いたしました、臨時職員さんの年休についてお聞きしたいと思います。

正職員は役場へ入所した年から年20日の年次有給休暇が付与されていると思いますが、臨時職員は平成26年4月1日から加算措置の制度化がされたとはいえ、制度化される前に入所した職員については加算された年休が付与されていないように思います。制度化する前に入所した職員に年休の加算をすべきではないでしょうか。どうでしょうか、ご答弁を求めます。

○議 長

はい、丸本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、丸本議員から町職員の労働条件についてのご質問をいただきました。

制度化する前に入所した職員に年休の加算をすべきではないかというご質問だと思います。丸本議員からは過去の議会におきましても、職員の労働条件に関しご指摘やご意見をいただいております、とりわけ昨年7月4日に発出された総務省自治行政局公務員部長の通知による臨時非常勤職員の労働条件について、ご提言をいただいているところでございます。

通知では冒頭で「どの業務にどのような任用・勤務形態の職員を充てるかについては、基本的には各地方公共団体に判断されるものであり、組織において最適と考える任用・勤務形態の人員構成を実現することにより、最小のコストで最も効果的な行政サービスの提供を行うことが重要です」と記されております。当町におきましても、これまで定員適正化計画に基づく職員数の削減に努める一方で、国や県からの権限移譲や新たな法制定、法改正に伴う事務事業の増加に対し、きめ細やかな住民サービスを切れ目なく提供するため、臨時・非常勤の職員を採用し、対応しているところでございます。労働基準法の規定につきましては、地方公務員には労働基準法が原則適用されますので、法の規定を踏まえて制度改正に努めているところでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させていただきます。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

臨時職員の年次有給休暇についてご質問をいただきました。丸本議員からは臨時職員の年次休暇が正職員と臨時職員との年次有給休暇の付与日の違いや、加算の制度について、前回の平成26年12月議会でもご質問をいただいたところでございます。

臨時職員の年次有給休暇につきましては議員ご指摘のとおり、昨年見直しを行い、加算措置を制度化したところでございますが、ご質問の内容は、制度化される以前から勤めている臨時職員については過去の経験年数を加算の基礎数値として加算措置すべきではないかとの

ご質問であると思います。

年次有給休暇の加算措置につきましては、現在行っています全体の休暇制度の見直しの中でも検討をしているところでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

今、検討しているというご答弁でありましたけど、さきの12月議会において、答弁で加算しない根拠として、空白の1日を置いて毎年双方が確認して、新たに契約書を取り交わしている。新たに契約を行ったものであるから、加算をしていなかった」と、このようなご答弁をいただいております。

今議会中にも2度にわたり労基署へ行き、説明を聞いた中では、1日の空白を置いていても、採用した日から起算すべきとのお話がありました。

再度お聞きいたします。採用した日から年休の起算をすべきではないか。去年4月1日から制度をこしらえた。しかし、それまで長年にわたって臨時職員をされている方は、この方は去年の4月1日から起算するようになっていると聞いておりますけども、それまでの分を起算すべきではないんですか。加算していくべきではないんですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

再度のご質問にお答えいたします。

臨時職員の待遇に関して、何度と労働基準局とご協議いただいておりますことは承知しております。ご指導いただいておりますことに感謝申し上げます。

臨時職員の年次有給休暇を含め各種休暇につきましては、先ほども答弁申し上げましたが、現在見直しを進めているところであり、議員ご指摘の件も含めて検討してございますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

見直しを進め、検討している。そのようなご答弁をいただきましたけど、平成26年の7月4日付で総務省自治行政局公務員部長から、臨時・非常勤及び任期付職員の任用等についての通知が届いておると思いますが、先ほど町長のご答弁の中にもこの件がありましたですね。通知の6ページに労働基準法の休暇等について、通知には次のように書かれています。「臨時・非常勤職員のうち、労働基準法上の労働者に該当する者に係る勤務条件の設定に当たっては、最低労働基準である労働基準法の規定を踏まえて定めるべきである。特に、職員に適用されるべき労働基準法に定める年次有給休暇、産前産後休暇、育児時間、生理休暇が制度として設けられていなかったり、法律上の規定を下回っているような場合には、法律の趣旨に合致するよう速やかに制度を整備すべきである。なお、労基法上における年次有給休暇の付与に係る継続勤務の要件については、勤務の実態に即して判断すべきものである。期間の定めのある労働契約を反復し、短時間労働者を使用する場合、各々の労働契約期間の終期と始期の間短時日の間隔を置いていても、必ずしも当然に継続勤務が中

断されるものではないことに留意することとされており、再度の任用を行う場合の適切な対応に留意すべきである」と、通知にはこのように書かれております。

平成26年4月1日、加算措置を制度化したとのことでありますが、制度化前に入った職員については法の規定を下回っているのではないのでしょうか。通知にあるように、法律の趣旨に合致するよう整備すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

丸本議員から、昨年7月6日付総務省通知に関する臨時職員の年次有給休暇について、ご質問をいただきました。

議員ご指摘の総務省通知では、臨時職員の年次有給休暇につきましては、労働基準法上の休暇の項目の中で、次のように示されています。「労働基準法における年次有給休暇の付与に関する継続勤務の要件については、勤務の実態に即して判断すべきものであるので、期間の定めのある労働契約を反復して短時間労働者を使用する場合、おのおの労働契約期間の終期と始期の間に短時日の間隔を置いているとしても、必ずしも当然に継続勤務が中断されるものではないことに留意することとされており、再度の任用を行う場合の適切な対応に留意すべきである」と記されております。これは平成19年10月1日付で厚生労働省の各局長が各都道府県労働局長に通知した「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」の中で示されたものであり、同種の内容につきましては過去から短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律、いわゆるパートタイム労働法の施行に関連して示されているところでございますが、パートタイム労働法はその43条において国家公務員及び地方公務員には適用が除外されていると認識してございます。

国が示していますその理由としましては、地方公務員の処遇については地域住民全体の共同の利益の見地から、地方公務員法、条例等の法令に基づいて任免、服務、それから勤務条件等が定められており、事業主が自主的に雇用管理の改善等を行うこと等により短時間労働者の福利の増進を図ることを規定する本法の施策になじまないとの考えから、適用除外されているものと認識しているところでございます。

地方公務員法では、「職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に均衡を失しないように適当な配慮が払われなければならないこと」とされており、臨時・非常勤職員の勤務条件につきましては、議員ご指摘の労働基準法が原則適用されますので、法の改正内容やその趣旨を踏まえた上で労働基準法をもとにしながら、地方公務員法の改正、国の臨時・非常勤職員の制度やその改正内容、周辺市町の臨時・非常勤職員の制度などをしんしゃくするとともに、国の雇用施策や最低賃金の動向、地方公務員の臨時・非常勤制度やその運用に関する裁判の判例や付帯意見なども考慮しながら適宜改正に努めてきたところでございます。

昨年、総務省から通知があったところではございますが、臨時・非常勤職員の休暇制度につきましては、それより以前から制度の見直しに取り組んでおり、昨年、年次有給休暇の見直しを行ったところでございます。また、ほかの休暇につきましても並行して見直しを行っているところであり、総務省通知も踏まえ、労働基準法に定めるもので地方公務員に適用されるものはもちろんのこと、国が定める無給の休暇制度につきましても新年度から実施でき

るよう、賃金や費用弁償の見直しとあわせて休暇の見直しを行ったところでございます。引き続き、特別の有給の休暇につきましても、国の制度と均衡がとれるよう見直しを進めているところでございますが、国と地方公共団体とでは任用に係る制度や運用の実態が異なりますので、法の解釈や判例等を精査しながら見直しに努めているところでございます。

そして、総務省通知にもございますように、任期付職員制度を積極的に活用するよう、採用のあり方自体につきましても各課と協議を行っているところでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

ちょっと答弁が長かったので、いろいろ私、議会ごとに言うてるんですけども、答弁書をもろてない中でちょっとわかりにくいんですけど、理解できなかつたんですけどね。労働基準法については地方公務員は法の適用を受けていると、こういう答弁で。しかし、適用を受けてないことも言うておりましたわね。その法の適用を受けていない部分はどのように当たるんですか。5分程度答弁いただきましたけど、ちょっと理解で。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

最初に申し上げましたように、適用を除外されていますというのは、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律、いわゆるパートタイム労働法には国家公務員及び地方公務員には適用が除外されているということでございまして、地方公務員につきましては労働基準法が原則適用するというところでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

パートタイム法というんですか、これが適用除外になってある。地方公務員法は適用除外になってないと、こういう理解でよろしいのやな。地方公務員法やと、労働基準法が適用除外になってないという、こういう理解でよろしいんですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

そういうことでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

そしたら、労基法の15条により「使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間、その他の労働条件を明示しなければならない」となってるように思います。臨時職員と白浜町の間で雇用契約が交わされていると思いますが、契約書に賃金、勤務時間、年休の日数などについての記載がされてると思います。年休について記載がされておるのでょうか。

そして、通知では任用の際の勤務条件の明示を求めていると思いますけども、契約は書面の交付により行っておるのか、この辺について答弁を求めたいと思いますけど。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

臨時職員との契約に年休が記載されているかのご質問ですが、現在、臨時職員との契約において「年次有給休暇等は要綱に定めるとおり」と明記してございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

要綱に定めておるけど、その雇用契約、いわゆる労働契約というんですか、この契約の中には示されていない、このように理解してよろしいんか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

契約書の中に文言で「年次有給休暇等は要綱に定めるとおり」と、こういう明記をしているということでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

「要綱に定めるとおり」と明記されておるといふ、そういう理解でよろしいんやな。それで、日数については、時間について労働時間、賃金についてとか、そういう部分については定められてないということですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

勤務時間等については契約書の中に書いております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

こういうことは契約書の中に、年休について定めてないと。契約書の中には定めてないんですよね。要綱の中で定めておるといふことを契約書の中に書いておるといふことでしょうか。それはちょっとおかしいんじゃないですかね。明示しなければならないと労基法の15条にこうなるとるんですわ、これ。労働契約の締結に際し、使用者はですよ、白浜町長は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間、その他の労働条件を。その他の労働条件、私が質問しとるとこ、ここですわ。労働条件を明示しなければならないとなっております。明示していないのはちょっとおかしいんじゃないんですか。なぜ明示してないんですか。ちょっとご答弁お願いします。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

日数自体はその契約書内に書いておりませんが、年次有給、要綱の中に定めておりますということで、今のところはやっております。それがおかしいかどうかというのは、これから休暇制度とか賃金、職員のその制度をいろいろ検討する中で考えていきたいと思っております。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14番

それ、何で明示してなかったんですか。その明示してない理由とですよ、契約書の中に明示してない理由と、なぜ明示してなかったのか。要綱の中で制度を設けておると、契約書の中にそうたつてあると、ご答弁であったように思いますけども、その要綱というのを渡してるんですか。

○議長

番外 総務課副課長 榎本君

○番外（総務課副課長）

議員ご指摘の労働契約の形になるんですけども、地方自治体におきましては、地方公務員法の中で契約という言葉を使わずに任用・任命というような言葉を使っておると思っております。議員ご指摘の部分につきましては、労働基準法に定めますように、労働条件について相手方に明示しなければ、通知しなければならないというもとなっております。我々もその契約のあり方、後にご答弁申し上げるような形になっていると思うんですけども、契約のあり方自体も見直しを検討材料としておりますけれども、ただ、厚生労働省が定めて、明示しておりますモデル通知書があるんですが、その中でも休暇、特に年次有給休暇の部分になろうかと思うんですけども、この部分についてはそのモデルの中でも詳細は就業規則等第何条、第何条と、第何条というような形で示されておりますので、我々もその休暇の詳細については要綱の中で示すとおり休暇をとっていただくと。

あと、要綱が相手方に渡されているのかというご質問なんですが、これについては白浜町は臨時職員を採用する場合には登録制度というものをつくっておきまして、これは町のホームページにも載っていますし、この要綱についても全て公表、掲げておりますので、周知のことであると。またわからない場合は、当然、相手方に明示はしておりますので、その辺は臨時雇用さんについてはわかっておるといふ認識のもとでございます。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14番

同じく労基法についてお聞きしたいと思います。

労基法の13条には、「この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分について無効とする。この場合において無効となった部分は労働契約はこの法律で定める基準による」となっております。10日間の年休を臨時職員が消化した場合、それ以上の休んだ分、いわゆる休暇については賃金のカットがされていると思っておりますが、労基法違反である無効の契約をして賃金をカットした部分は返還すべきであるのではないかと思いますけども、いかがですか。

○議長

番外 総務課長 田井君

○番外（総務課長）

議員ご指摘のとおり、「労基法では基準以下の労働条件については無効。無効部分は労基法で定める基準によること」となっております。このことは承知しております。総務省の通知や裁判判例などを踏まえて、これまでも基準を見直して、現在も見直しを行っているところでございます。

なお、議員ご指摘の賃金カットにつきましては、町としては一切そうした考えはございません。議員ご指摘のように、賃金カット、労働基準法違反という疑念を持たれないよう、任用・任命のあり方など基本的な部分につきましても現在検討項目としており、今後詳細を詰めていくこととしてございますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14番

この再質問になると思いますけども、この部分の答弁はどうでしたか。賃金をカットした部分は返金すべきではないかと。この部分についての答弁、どうですか。

○議長

番外 総務課長 田井君

○番外（総務課長）

議員の言われる賃金カットというのは、町としては一切そういうカットするというような考えはございませんので。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14番

答弁、これ出てないように思うんです。カットする考えはないと。今までですよ、10日の年休を全部使って、病気とかけがで10日以上休んだら、カットしとったということはないんですか。例えば、インフルエンザとか骨折でけがをした場合、病気をした場合、10日の年休で全部都合がついたんかと。この10日以上についてカットした例というのはないんですか。

○議長

番外 総務課副課長 榎本君

○番外（総務課副課長）

賃金カットという言葉の概念になるかと思っておりますけども、これ年休であったり、いろんな契約相手、臨時職員さんですが、臨時職員さんから請求があつて、相手方に権利があつたものを町側がそれはできませんというような形でお金を支払わなかったという話になれば、賃金カットという形になろうかと思っておりますけども、私どもの今承知している中では、その年次有給休暇以外でそうしたことが生じているということはちょっと聞いておりませんので、その概念の問題になってこようかと思っておりますので、その辺はまた各課の担当を、月1回ぐらい会議しておりますので、調査したいと思います。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

臨時職員さんについては、年次有給休暇以外の有給休暇、夏期休暇とか忌引き休暇というのはないと私は認識しとるんですけど、その辺ありますか。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

臨時職員さんには、議員ご質問のとおり、有給休暇については年次有給休暇以外はございません。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

正職員さんについては、年次有給休暇が20日あって、そのほかにも有給休暇があると聞いてとるんですけど、これ合計幾つありますか。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

すみません、今の手元でわかる範囲でお答えさせていただきます。

有給休暇につきましては、公民権行使、裁判員の証人、災害復旧災害時食糧確保、災害時出勤困難、災害時退勤危険回避、親族の死亡、夏期休暇。育児は無給ですので、今わかっている段階で8つはあります。これにつきましても、議員ご指摘のとおり、総務省のほうでは人事院、国のほうであったり、周辺市町によっては制度化されておる部分がございますので、これについても先ほど総務課長が答弁させていただきましたように、臨時職員にも適用できるように裁判判例であったり、制度、そうしたものが適用できるかを現在照査して適用できるように検討しておるところでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

それはそれで制度をつくっていただくと、大変ありがたいことと思いますけども、私の質問は、先ほどのご答弁にありましたね、10日以上有給休暇は年休のほかにないと。そして、過去にさかのぼって10日以上休んで欠勤扱いとしていない、いわゆる賃金カットをしてないと、そういう例はないと、このようなご答弁であったように思いますけども、労基法に反して賃金カットしとるんがあるんじゃないんですかと私お聞きしたんですわ、これ。正職員さんは20日以上あって、まだ20日持ち越せるわね。年休は20日繰り越せますわね。いわゆる40日の年休を使えんこともないんや。プラス忌引き休暇や夏期休暇とか、そういうのを入れると、それ以上の年次有給休暇を使えるんやで、これ。それで、臨時職員は10日以上使えんのよ。10日以上休んだ人はないんですかというのや。その辺どうですか。給料カットもしたことがあるんじゃないですか。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

私は総務課ですので、ほかの課のことには細かいとこまでちょっと承知しておらないんですけども、議員さんがおっしゃるその賃金カットという概念の問題なんですけど、基本的には大体だったら、賃金さんに10日間を付与してますので、長く働いてる方は10日間を付与してますので、10日間年次有給休暇をとられるというのが大体。臨時さんは大体とられますので、100%近く大体とられております。それで、我々総務課としても、とってなければ、臨時さんには消化するようにお話もしておりますけども、それ以外に休まれたときにお金を払ってないんじゃないかということが賃金カットやというようなお話になるかと思うんですけども、その部分については、私の知る総務課の中ではそれはございませんので。ただ、各課に及ぶとそういうことがあるのか、それが原因がどこにあるのかというのはちょっと調査をしてみないと、お答えできないところでございますので、ご了承をお願いします。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

そしたら、副課長がおっしゃるのは、10日以上休んだ場合、賃金の支払いはしてないという、こういう理解をしてよろしいんやな。私、カットというような言葉を使いましたけど、支払いはしてない。10日以上休んだ分については賃金の支払い、年休の有給ではないから支払いしてないと、こういう理解でよろしいんか。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

今、個々の賃金さんもたくさんいらっしゃいますので、個々のケースというのは私は今、認識、把握してないところなんですけど、私の把握してるのは10日以上、無給でも休ませてほしいというような話は総務課の中ではちょっと認識のないところですので、その辺がどういう実態で、どういう休暇を与えているのかというのは全て詳細に調査しないと、お答えできないので、10日以上休んだときにお金を支払ってないのかどうか、そこからちょっと私のほうでは今ご答弁できない状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

労基法を下回る労働条件で労働者を働かせた場合、使用者には刑事罰が科せられると思いますが、こういうことがまず起こらんとは思いますけども、臨時職員さんが労基署へ駆け込んだ場合、町長、あなたは刑事罰を何か受けることがあるんじゃないですかねと聞いて。その辺どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

労働条件に違反したというふうな事例があつて、それで労働基準局のほうに駆け込んだり、そういったことで訴えられるということはあるかもしれませんが、今まではそういったことはございませんし、今後もしないう、町の中で十分と、我々の中でこういう事例がないように努力したいと考えております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

そのようなことがないように、町長、ちゃんと改善してってください。

先ほどの質問でもさせていただきました、総務省の通知の10ページに、「任期の設定等について再度の任用の場合であっても、新たな任期と前の任期の間に一定の空白期間を置くことを直接求める規定は地方公務員法を初めとした関係法令において存在しない」と、総務省は示しております。再任用を行う場合、空白期間を白浜町は設けておりますが、今後も空白期間を設けるのかどうか。これはちょっと原稿にないんや。ごめんやで。空白期間に法的根拠がないということを白浜町は認めますか。空白期間を置くことにですよ。今、空白期間を置いて、空白期間があるから、その空白期間を置いていることを根拠に、新たに1年の契約を結び、それをルールにして年休の加算をしてなかったわけやな。空白期間に法的根拠がないと、このように通知には出てると思いますけども、空白期間に法的根拠がないということであろうてあるわけですよ、10ページに。これからも臨時さん1年、1年の更新、それで、1日空白を置いていますと思えますけども、これ根拠がない。総務省が通知の中に書かれておるんですけども、空白期間についてどうされますか。根拠のない空白をこのままずっと続けていきますか、どうですか。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

議員ご指摘の部分は十分承知してございまして、法的根拠がないということを示されたのは私もここで初めて見たんですが、地方公務員法におきまして臨時職員、この臨時職員の定義が地方公務員と国家公務員とでは少し違います。当然、先ほど総務課長が申しあげましたように、地方公務員と国家公務員の臨時・非常勤の制度に根本的なものが、違いがあります。地方公務員法で臨時職員といいますと、6カ月、またあと1回6カ月の更新で1年。再度の更新はできないというのが地方公務員法でうたわれてございます。国家公務員にはこれはございません。臨時職員のそのあり方自体が当然問われておると思うんですが、これについて総務省が改善を通知したのが今年の7月。それは21年にも一度あったように書いてございますので、それはちょっと記憶になかったところなんですが、1日の空白期間というのは、やはり過去からのそうした更新という部分、再度の更新はあきませんよという部分についての町の解釈、これは白浜町だけじゃなくて、他の市町村においても1日であるのか、1週間であるのか、また1カ月と1日であるのかというような形で空白期間を置いておったというのが現状であろうかと思えますし、1日の空白期間を置いても、当然社会保険、保険は継続していくよということで、我々についてもそういう部分については継続してございますし。

ただ、ここで総務省から通知している1日の空白期間に法的根拠がないということをおっしゃるその中身の奥に何があるのかなということで、私もいろいろ調べさせていただいたんですが、事例によりますと、空白の1日を置いて、この1日に出勤を命じて、通常出勤させて、それに対して賃金を払ってないというようなことが事例としてあったような形で、それはおかしいですよということで、当然1日空白期間を置いたんだったら、1日まず休ませなさいよと。それへ出勤したのに賃金を払わないというようなことはおかしいですよというよ

うなことが議論されているような書類をちょっと見たので、指摘してるのはその部分なのかなというふうに思っております。

ただ、総務省のその通知では、1日の空白期間は確かに法的根拠をどこにも書いておりませんが、地方公務員法のいういわゆる6カ月とあと1回で1年、再度の更新をできないというものの解釈の中で、1日間置かせていただいておりますというのが現状でありますので、その運用についても今後検討課題であるというふうには思っているところでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

答弁いただきましたけども、この部分については昨年の12月議会でこのような答弁をいただいております。「年休の加算しない根拠として、空白の1日を置いて、毎年双方が確認をして契約を更新している」、このことを加算しない、年休の加算をしない理由づけにしてるわけですが、空白の1日の期間を置き、年休の加算をしないのは脱法的行為と受け取ることができると思うんですけど。この点についてはどうなのでしょう。脱法的行為ではないんですか。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

議員もご承知のことと思うんですが、この総務省の通知の中にも最高裁判例でも指摘されておるところなんですけども、これは解釈の問題になってこようかと思っておりますけども、地方公務員、いわゆる臨時職員さん、ここについて先ほど私が申し上げたのは、任用・任命というのが地方公務員法でうたわれております。民間企業であれば、当然雇用契約という形になってきます。やっぱり行政と民間との違いというのが地方公務員法という縛りがある部分であって、最高裁判例を見ますと、地方公務員の臨時職員さんについては雇用契約というよりは行政処分であるという位置づけがあります。それは何かといいますと、継続勤務、継続雇用の問題であるということが示されておまして、最高裁判例で3回ほど裁判が行われておりますけれども、私の認識では地方公務員には期待権はないと。いわゆる普通の民間企業であれば、雇用解雇する前の1カ月前、30日前には解雇通知、これを出さなければ、1カ月分の賃金を補償しなければならないとなっておりますけども、最高裁判例を見ますと、行政処分であるので、通知義務はないというような判例もございまして、これが現在も総務省の中でも議論があって、地方公務員法の改正も手続が及ぶ、あるいは以前、民主党が衆議院で、国会で提案されたように、臨時・非常勤さんについても手当が出せるような法案を提出されておると。そうした全体的な地方公務員法と労働基準法のかい離の部分、この部分を現在、民間企業に合わせたような形で地方公務員についても同じような雇用継続ができるような制度ということで、任期付職員制度ができてございますので、そうした部分が全ていろいろ現在過渡期といいますか、変革が求められる時期でありますので、それに対応できるような改革をしております。

ただ、総務省通知では新たな契約と、1年たつと新たな契約、いわゆる期待権を持たすようなことは避けるべきというのは書いておったと。それは議員さんもご承知のことだと思うんですけども、そこが最大のポイントなんだろうなということで、その解釈をどう踏まえて

いくかということが最大の、一番この臨時職員を見直す中で、制度を見直す中で、この解釈をいかに解釈していくかというところを勉強しておると。それをきっちり整理した上で条例案であったり、規則改正であったり、そういう部分に手続に踏まえていくように努力している状況でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14番

次に行きます。

さきのこの12月議会で、年休について町の顧問弁護士と相談されると答弁されておりますけども、私の臨時職員の年休についての解釈と町の解釈が違うとったと。この部分について顧問弁護士と相談すると、このように答弁されておりますけども、その相談された結果はどうでしたか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番外（総務課長）

顧問弁護士とはまだ相談できてございません。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14番

相談されない。その理由は。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番外（総務課長）

12月以降に議員ご指摘のとおり、国において年次有給休暇の取得促進について検討されている内容を報道等により知り、現在、承知しているところでは、年次有給休暇の付与日数が10日以上である労働者を対象に、有給休暇の日数のうち年5日については使用者が時期指定しなければならないこと、また、使用者に年次有給休暇の管理簿の作成を省令において義務づけるとともに、3年間確実に保管しなければならないことなどがございます。

しかし、これも国及び地方公共団体は適用が除外されているということも示されてございます。

○議 長

お静かに願います。

○番外（総務課長）

これは現在も国から正式な通知はございませんが、法案が提出され、可決されますと、平成28年4月1日から適用されるものと認識しておりますので、そうした国の動きや人事院での新たな休暇制度の創設も先月通知されるなど、制度の見直しにおいても年次有給休暇に関連する新たな検討課題が生じたことや、それから、労働契約法の改正に伴う有期契約から無期契約への転換に伴うクーリング期間と、それから、地方公務員との整合性なども検討する上で、関連していることなどまだまだ検討を深めてから相談する必要があると考えているところでございます。また、労働契約法につきましても、国及び地方公務員は適用除外とな

っていることから、法の趣旨も踏まえて検討しているところでございます。

そういうことで、顧問弁護士とまだ相談していないという状況でございます。

○議長 長

14番 丸本君（登壇）

○14番

端的に言うたら、今度いつ相談されるんですか。

○議長 長

番外 総務課長 田井君

○番外（総務課長）

顧問弁護士のところへ、きょう議会が終われば行く予定になっておりますので、そのときにご相談できたらと考えております。

○議長 長

14番 丸本君（登壇）

○14番

もう3カ月たつとるんですよ、前の議会から。それで、相談したら、これは労基法に基づいて年休の付与をしなければならぬと、こういう返事が、弁護士の解釈があることを想定して行かれてないんじゃないんですか。

○議長 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番外（総務課副課長）

決してそうではございません。弁護士先生にいつも他の案件でも当然相談申し上げることがございます。それにつきましては、町がどういうことをどういう方向に進めたいか、その根拠として今まで経過はどうだったのかというようなことまで、全てやはり資料としてお渡しして、町が求める弁護士先生の判断、これをやっぱり行政側がどうしたいということを明記した上で弁護士さんと相談しないと、何もかも弁護士さんに相談して、これどうでしょうか、あれどうでしょうかという話であれば、行政側の主体性が全くございませんので、やはり弁護士先生に相談するには、町の関連するいろいろな今までの経過であったり、今後していくべき取り組み状況、それに対して先生のご判断をいただくということが大前提で思っておりますので、先ほど総務課長が申しましたように、有給休暇の付与のあり方であったり、新たな夏期休暇なんですけど、これについての通知が来ました、検討する間でさまざまな年次有給休暇に絡む制度の改正であったり、考え方が示されてましたので、それらもまとめた上で弁護士先生にご相談させていただくのが筋であると考えておりましたので、まだ行けてないところでございます。

きょうは弁護士先生のとこへ行ってまいりますけども、当然具体的な話まではいきませんので、その概念についてのご指導はいただきたいと思っております。

○議長 長

14番 丸本君（登壇）

○14番

きょうは終わった後に会われるということですので、その点、十分聞いていただくようお願いしておきます。

この質問の最後に、超勤手当の未払いについて、昨年の6月議会でご答弁いただいております。それをもとに質問をさせていただきます。

総務課長から昨年の6月、「超勤手当の支払いの可否については十分精査した上で判断してまいりたい」と。また、「労基法に該当する時間外労働であれば、当該事項を精査した上で判断すべきものでありますが、支払い義務が生じるものと認識しております」と答弁しておるように思います。

町長は「職員と話し合い、協議が必要であり、今年度中に解決したい」と答弁しておりますが、この約束の3月が来ました。どのような結論を出されたんですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

労働債権の未払いについてということですが、過去の議会におきましても質問をいただきましたが、イベント等への増員を命じた職員への時間外勤務手当の割り増し分の支給につきましては、これまでお答えさせていただきましたとおり、イベント動員につきましては当町は観光立町として、誘客施策としてさまざまなイベントを実施しており、これからは必要な施策であると考えているところでございます。また、各種催し物につきましても、特に秋にはスポーツや文化活動が休日・祝日等に開催される機会が多くございます。そして、ことしは紀の国わかやま国体があり、動員をこれまで以上に多くお願いし、職員にも協力をいただかなければなりません。職員には町が持つ特異性を理解していただいて、課を超えた協力体制で各種イベントや催しを実施しているところでございます。近年は観光客の減少傾向であることから、町のみならず、経済団体の協賛による誘客イベントを多く実施してきてございます。このことは町職員だけでなく、各種団体職員や団体会員の皆様など多くの関係者の協力をいただいて実施できているものでございます。

職員には古くはボランティアで協力いただいていたと聞いてございますが、昨今は代休措置として担当業務に支障が出ないように十分休息をとってもらおうよう努めてまいったところでございます。このイベント動員のあり方につきまして長年協議を行っており、一昨年7月に休日・祝日勤務の割増賃金の支給を見直しました。支給の見直しに当たっては動員職員の従事時間の的確な把握に努め、従事時間の証明を担当課に命じ、適正な割増賃金の支給ができるよう、その手続から見直しに取り組んだところでございます。

一昨年7月以前の未払い分が清算されていないというご指摘については、これまでのボランティアの性質が強い部分もあることや、一昨年7月以前の動員による職員の勤務時間の把握につきましては職員が代休簿で管理しており、その管理状況は個々に違いがあることから、勤務状況や内容を的確に把握し、その業務内容を確認することが非常に困難であることから、職員から支払い請求があったとしても、支払いに込え得る確認、従事時間の証明などが現実にはできないと考えているところであり、さらなる精査が必要であります。支払いは難しいと判断しているところでございます。

ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

総務課長、労働債権の時効はこれ2年ですわね。それで、あれからもう1年9カ月たった。もうあと労働債権が残ってるのは3カ月しかないですわ。支払いは難しいと。一昨年6月から以前の方は支払いは難しいという、こういう答弁やけど、昨年の6月に、これはボランティアではないと思うんですけども、消防さんの割増賃金については昨年の6月の議会で私が質問して、7月から消防さんの訓練について、支払いができとるんですよ。これはあくまでボランティアでないんや。この債権というのは2年やから、来年の6月まであるんや。もう答弁はよろしいですけども、その辺も法を遵守せなだめなんじゃないんですか。

今、答弁5分前後してくれたように思うんですけど、その中では一昨年6月までの労働債権について、あるんじゃないんですかという質問だったんですよ。それで、もう時間の関係もあってですけど、その辺もう少し、ボランティアでないのは消防さんが救命や救助の訓練に行っ、これボランティア、これ仕事なので。仕事ですわ、労働で行っとるんですわ。それで、その辺もよく考えていただいて、適切な対応を求めておきます。

これで町職員の労働条件についての質問は終わります。

○議 長

では次に、2番目の道路の危険箇所の改修・点検についての質問を許可します。

14番 丸本君（登壇）

○14 番

次に、道路の危険箇所の改修と点検について伺います。

昨年の5月に、高齢の女性が県道日置川大塔線の安居地区で県道敷から水路に転落する事故が起きております。女性の話によると、事故により頭部打撲、上半身5カ所の骨折のけがをし、現在も骨折をした右腕が不自由であるとのこととあります。過去にも複数の地元住民が同県道から転落事故でけがをしたり、また、車の転落事故も発生しております。今回の事故も女性の後方を走行していた車があり、運よく助けてくれましたが、もし発見がおくれば、命にかかわることもあったと思われれます。事故後10日ほど経過して西牟婁振興局と日置川事務所へ連絡をしましたが、転落事故で重傷のけが人が出ていることを知りませんでした。また、昨年の11月には、大古地区においても県道敷の歩道から女性が夕方、水路に転落する事故が発生しております。この方も入院をしました。この件についても町や県は事故を知ったのは10日以上たってのことだったと思います。

2つの事故から言えることは、町や県は事故現場について危険箇所と認識していたのか。認識していたのなら、県へ改修の要請をしていたのか。この点についてご答弁をお願いします。

○議 長

丸本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

まず、安居地区から答弁させていただきます。

安居地区の県道横に設置されております排水路が大きく、転落事故等が発生すれば、大きなけがにつながると感じてはありました。しかし、道路幅員の広いことと、おおむね直線で見通しがよいことから、ガードレールが設置されていなかったと考えます。県道が完成してから大きな事故もなく年月がたっていますが、現状を見ますと、ガードレールの設置が必要

と感じているところでございます。県道日置川大塔線の危険箇所、道路が2車線化されていない部分等がたくさんあり、全体的な改修要望を行っておりますが、今般事故現場について個別にガードレールを設置してほしいとの要望は、その事故前はしておりませんでした。

次に、大古地区につきましては、日置川大塔線、現在、交通安全工事として歩道拡幅工事が行われております。事故現場は歩道が河川の上空を渡りつながりますが、河川部分の歩道整備が未着工のため、バリケードを設置して安全対策を行ってまいりました。しかし、転落した箇所は歩道と民地の境界で、歩道にはバリケードを設置してまいりましたが、民地、個人地にまでバリケードを設置することができなかつたため、改修前と同じ状況とし、あえて特別な対策は講じていなかったようでございます。本件箇所につきましても、個別に安全対策のガードレール設置等の要望は、この事故前はいたしておりません。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

安居の事故現場については、消防車庫から上流へ約100メートル、ガードレールが設置されましたが、危険箇所はまだ約200メートル残されております。これはどうなるのでしょうか。県に設置要望しておるのでしょうか。返事はまたどうでしょうか。県管理の道路とはいえ、けがをしたのは白浜町の町民でございます。

町はどうしても設置させるのやと、このような意気込みで取り組んでいただきたいのですが、どうでしょうか。ご答弁求めます。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

今回、転落事故のあった箇所は既にガードレールが設置されており、残りの箇所につきましては年次計画により平成27年度もガードレールが設置されるとお聞きしております。

残りの200メートル区間は1年間で完成するか、2年で完成するかは、平成27年度の予算配分により決定されます。町からは早期完了の要望はいたしております。また、事故後、西牟婁振興局道路整備課と建設課とが幾度と事故の原因、対策等を協議しており、早期完了の要望を行ったところであります。今後も危険箇所と感じられる場所がございましたら、建設課のほうに申し入れていただければ、県のほうへ要望していきます。

住民の皆様からの申し入れだけでなく、平素、道路の安全管理をこの2件の転落事故を教訓として、危険箇所の早期改善や、また、県道日置川大塔線の2車線化も含め県に強く要望してまいりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

この安居の箇所については、昨年5月22日と言うたんですかね、転落事故が発生したのは。これ以前にも、町も県も把握されてないと思いますけども、何件か転落事故があって、その中で入院された方もおると。それで、危険箇所なんですわ。水路が約2メートルぐらいあるんですわ。それで、早急なガードレール設置をぜひ県のほうへ要望していただきたいと、このように思います。

これで、危険箇所についての質問は終わります。

○議 長

2点で終わりですか。

あと、河川やね。

3番目の河川関連についての質問を許可します。

14番 丸本君（登壇）

○14 番

最後の河川管理について質問いたします。

まず、大古の瀬田谷の管理について伺います。この瀬田谷は県の管理河川だと聞いております。この大古の瀬田谷の管理は現在、管理者の県が行っているのでしょうか。

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

この河川は瀬田の谷川といいまして、奥には砂防堰堤が建設されており、堰堤の流路溝として整備されたもので、一般家庭排水もこの河川を利用し、日置川に放流されている県管理河川でございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

現在、この河川は地元住民が上流から流れてくるごみや草等の処分をしていると聞いております。

どうして管理者の責任において、ごみや草の処分が行われないのでしょうか。地元の人の話によると、県は一度も谷の清掃に来ていないとのことですが、町は県に対して管理してくださいという、このような要望をされたことがありますか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

この河川だけでなく、地域の環境整備という位置づけで地元の皆様に清掃活動をしていただいている河川もたくさんございます。この瀬田の谷川は、山からの流出土砂どめの砂防堰堤から流出する雨水等の流路溝で、土砂の堆積や流木等の流出で河川管理上必要とされた場合は県に作業をお願いしております。

この瀬田の谷川を見ますと、本当にごみが少なく大変きれいな川で、地域の住民の皆様が頻繁に清掃されているのがよくわかります。そのことから、全体的な日置川の県管理河川の堆積土砂除去、草木除去の要望は毎年行っており、年次計画で事業をしていただいております。ただ、ごみ等の流出につきましては、地域住民の皆様で今までのように対応をお願いしたいとのことであります。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

今の笠中課長の答弁では、そのごみ等の処分は地元でお願いしたいと、こういうご答弁をいただきました。

現在、谷の草取り、ごみの処分は地元住民で行っているとのことですが、それには谷底へおりて行かなければ、作業ができないように思います。県があのごみ・草等の処分をしないのであれば、地元をお願いしたいのであれば、これからも地元でしなければなりません。谷底へおりのにも2メートル近くの段差があり、作業をするには階段的なものが必要になってまいります。町はどういう考えを持っているのか、ご答弁お願いします。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

瀬田の谷川への、流路溝への階段設置ですが、流路断面を阻害するコンクリート階段の設置はできません。約70メートルほど下流に流路溝改修の際に流路断面より外側にスロープを設置しておりできるようにしております。なお、新規に設置する場合は、もうコンクリート製はちょっと無理なもので、タラップ、鋼製のはしごの設置は可能ではないかと伺っておるところでございます。

先ほども申し上げましたが、ごみの処理は地域の環境をよくするため、地元の皆様にご協力をいただき清掃活動をしていただきたいとお聞きしておりますので、清掃活動に必要なタラップ等の設置につきましては強く県に要望してまいりますので、ご理解願います。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

基本的に河川には構造物が難しいというのは伺ったことあるんですけども、コンクリートで階段をつくるのは無理やと、これはわからんことないんですけども、生馬谷にあの谷より大分広い谷ですけども、コンクリート製の階段が、私数えただけで10数カ所あるんや。それで、瀬田の谷は2メートル前後のものやと思いますけども、ぜひコンクリートのようなものができなったら、階段的なタラップ的なものでも、ごみの清掃を地元の人らでやっとなんやというお話ですので、その辺も県のほうに要望していただき、そういうことをお願いしていきます。

議長、これで一般質問を終わります。

○議 長

以上をもって、丸本君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 16時32分 再開 16時44分）

○議 長

再開します。

一般質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

2番、三倉君の一般質問を許可します。三倉君の質問は一問一答形式です。

住居表示についての質問を許可します。

2番 三倉君（登壇）

○2 番

時間もかなり経過したと申しますか、押し迫っているわけで、皆さん方も疲労されてる形

もあるわけでありますが、いま少し辛抱いただき、私の質問を聞いてください。

通達順に従いまして、登壇し一般質問を行います。

質問の内容につきましては、もう既に通告しております住居表示についてということでございます。

この質問は平成22年9月の定例会で質問したのですが、当時の水本町長からは余りよい返事をいただけませんでした。また、平成25年12月議会で再度住居表示について質問をしました。過去にも正木司良前議員も、この住居表示について何回か質問したということを伺いました。正木前議員の質問については、私は直接聞かせてもらってないものですから、白浜町と日置川町が合併し、ことしで10年を迎えることとなります。年月のたつのは早いものですが、合併以前の10年前よりこの正木司良前議員による質問がなされていたというところがあります。私は平成22年9月、当時は先ほど申しましたように、水本町長の時代でありましたけども、それから平成25年12月には井瀬町政に対して質問しているわけでございます。また昨年、平成26年でございますが、6月の議会において、観光面から住居表示もしくは旧白浜町の市街区域なりの表示方法の見直しというような形で申し上げたわけがあります。その当時と同じ内容の質問の繰り返しになりますけども、観光立町としての今の住所の表示の方法は対外的に余りよいイメージを与える表示方法ではないと思いますし、他町村の方々には必ず説明をしなければならない。説明しなければならない無駄なことがついて回っているのが現状であります。

再三にわたり申し上げていることですが、観光を主産業とする町の市街地区域内が、行政が表示する表示方法に説明が必要とするような地域として存在しているわけでございます。例えば、現在表示されている表示方法で白浜町1600番地と申し上げたときに、果たして何人の方がその所在地がどこらあたりなのかということ把握しているかということでございます。パーセンテージにして何%の方が把握しているかということの中で、来町者の方々に所在地を問われた場合も説明ができないと、答えられないというような状況が多々あるのではないかと察するところであります。

観光を主産業とする町の首長として、観光面からはこの現実をどのように受けとめられているのかと。以前にも申し上げたと思うわけですが、今町長の掲げている公約のおもてなしの心、気持ちの一部としてこのことが欠けているのではないかと思うのでありますが、いかがでしょうか。ご答弁を賜りたいと思います。

○議 長

三倉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井瀬君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、三倉議員から住居表示に関するご質問をいただきました。

このことに関しましては、今、三倉議員からもご指摘いただきましたように、平成25年の12月議会、それから、平成26年の6月議会の過去2回にわたりましてご質問をいただいております。重複する答弁もあるかと思いますが、ご了承をいただきたいと思います。

白浜地区につきましては、地番に大字名がないことから、生活上または行政の仕事を進める上で大変不便であるところは理解をすることでございます。観光の中心地である温泉街を含んだ白浜地区を住居表示対象地域としますと、面積で8.26平方キロメートル、戸数

は約3,000戸でございます。

議員からも指摘がございましたように、来訪者にとってわかりやすい住居表示を行うことは、特に初めて白浜を訪れるような観光客に対しましては、最も身近なおもてなしといった面も持ち合わせているのではないかと私も感じているところでございます。観光を主産業とする、特に白浜温泉を中心とした地域にとって、わかりやすく住居表示を行うことは観光客が困惑することなく、迷うことなく訪れたい観光スポットや宿泊施設へスムーズに誘導できる有効な手段、手での1つであると思っております。

現在、具体的な取り組みは進んでおりませんが、議員がおっしゃるように、わかりやすい住居表示は観光業にも関連するおもてなしの1つではないかと強く感じているところでございます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

今、町長から平成25年、それから、26年6月、私が2回ほど質問したときの内容につきまして答弁をいただいたわけですが、そのときの答弁と、私はもう再質問の中でそれは書いてきたわけですが、同じことの繰り返しになりますけれども、それをもう1回、質問の内容の中の一部になるものですから、読ませていただいて再質問の答弁を終わりたいと、このように思います。

平成25年12月の議会の一般質問の答弁から、時の総務課長は大谷さんでした。このように答弁されています。「住居表示につきましては、議員から平成22年第3回定例会においても同様の質問をいただいたところでございます。少し重複するところもあろうかと存じますが、了承のほどよろしく願いいたします。現状につきましてですけれども、白浜地区の住居表示を対象といたします面積は、今町長が申されたように8.26平方キロと、戸数について300戸ということであります。白浜地区につきましては、地番に大字名がないため、生活上また行政を進めていく上においても不便であるというふうに考えているところでございます」と、やっぱり今、町長がおっしゃったのと同じ答弁を繰り返しておるわけですね。

平成22年3月の定例会、これは当時小幡総務課長であったんですけども、小幡総務課長もそのときの答弁の中で、「ただいま、議員から住居表示についてのご質問をいただきました。白浜地区につきましては住居表示対象地域としますと、面積で8.26平方キロ、戸数について約300戸でございます。白浜地区につきましては、確かに今、議員が申されたように、地番に大字名等がないために、生活上または行政の仕事を進めている上で不便であるというところは理解するところでもあります。住民サービスの向上のためにわかりやすくというご提言であろうかと思いますが、いざ実施するとなりますと、やはり住所、本籍、不動産の表示、地番図の修正、法務局での公図の訂正等々いろいろ他面にわたる事務が必要となってきます」と申され、少し答弁の内容を省略しますが、その後このように続いています。「町民の方々に十分にご理解とご協力を必要とするかと考えるところであります。実施に向けてということとなりますと、若干もう少し検討なり、そういう時間をいただければというふうに考えているところですよ」と、このように答弁をいただいているわけですよ。

この中で、「いざ実施しますと、住所、本籍、不動産の表示、地番の修正、法務局での公図の訂正云々」とあるんですけど、この中で地番の訂正・修正とか、不動産の表示については

少し変わるんですけど、このことについては法務局がする仕事であって、当局のする仕事ではないんです。また、本籍については少し変わることもあるんですけど、一時的なもので、そういう格好だと思います。それから、法務局での公図の訂正云々につきましても、これは法務局がすることであって、当局には関連のする仕事ではありません。このような平成22年当時の総務課長も、また、平成25年12月の議会の大谷課長も、答弁からは生活上や行政の仕事の上において不便であるということは改めて認識しているわけですよ。今、町長の答弁からもそういうふうを受け取れるわけです。

全国的にというより、和歌山県下においても都市化されてきた市や町では場所ごとと申しますか、大字間の入り組んだところであったり、また、規模の大きい造成地や地番での所在がつかみづらいような地域・地区などでは、住居表示等何らかの方法を用いて住民に所在とその場所がわかりやすいように実施しているのが昨今の状況であります。小幡課長のその当時の答弁、時の町長は水本さんでありましたけども、若干の時間を要するというようなことの中で、その時間の要する時間からすれば、もう4年以上たっているわけでありますね。井潤町長への私からの質問からでも1年2カ月というような時間の経緯があるわけです。

当局からは実施するというような回答はいただいてないわけですけども、こういうような不便さを感じていく中で、もう取り組まなければならない事案だと思うわけでありますけども、もし実施するとすれば、どれぐらいの時間が必要なのかと。また、どれぐらいの時間を考えておられるのかというようなことについて、お尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

議員から実施に要する時間的な質問をいただきましたが、具体的な実施にかかる時間ということは現時点で申し上げることはできませんけども、以前にも少し触れさせていただいたかと思いますが、現在、国体開催、それから、学校施設の耐震化など喫緊に対応しなければならない継続中の事業や実施を予定している事業も数多くございます。住居表示に関しましても長期総合計画に掲載している事業でありますので、前向きに取り組む必要があると考えておりますが、その具体的な実施に関しましては財政状況も踏まえた上で、ほかの事業も含め、その緊急性や費用対効果などを十分に考慮し、また、他の市町村の取り組みをも参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

しなければならないということは重々存じ上げているというか、考えているというようにお答えを総務課長からいただいたわけです。

具体的には申し上げにくいというようなことを申されているわけではありますが、国体に当たりますと、もう今年度で終わるわけです。国体に従事されてる職員の方というのは3名、4名近くいらっしゃると思うんです。臨時職員の方は別にしてですよ。今申し上げているこの住居表示については、田辺では2名の職員でやってきたということですね。上富田では最初は2名だったけど、もう1名でやってこれたというようなことを伺っているわけがあります。

今、答弁いただいた中から前向きということとか、それから、費用面ということであったので、そういうことについて再質問させていただいたのでありますけども、田辺についてちょっとご紹介したいと思います。私が申すまでもなく、ご承知のことと思います。お隣の田辺市ですが、平成25年10月31日付地元新聞によりますと、住居表示は地番表示だけでわかりにくかった湊や元町などの市街地を対象に、1977年、昭和52年から順次実施しているというところがございます。田辺市は当初は実施計画面積は約9.04平方キロというところであったそうでありまして、平成26年10月現在で全体の約92.4%、面積にして8.36平方キロ、約なんですけどね。約8.36平方キロを終えているというところがあります。この1977年からの実施となりますと、事業計画と申しますか、事業実施を始めてから既に38年の歳月を要しているということになるわけです。

また、お隣の上富田でも南紀の台で住居表示を行っています。ここは大字朝来の地番と大字岩崎の地番が入り組んだ形であったことから、宅地造成後の住宅地の所在地番が入り込み、地域の方や町行政の側からも大変わかりづらく、困惑している状況であったため、宅地造成してある住宅地を住居表示して、地域住民にも、また、行政側もわかりづらい地番の所在から解消するというようなことで進めたというところでもあります。南紀の台の住居表示につきましては、まだまだ少し実施をしなければならないというように仄聞しているところでもありますが、南紀の台の実施面積は0.6平方キロと、大変我が白浜町の対象とする面積からすれば、小さいわけです。世帯数につきましては370と、筆数にして1,300というところだそうでございます。上富田町は筆数が1,300筆で、現地での所在が住民も行政もわかりにくいために、また、日々多々困難なことがあったために、そういうことが頻繁に起こったということから、この事業に取り組んだというように仄聞しているところでもあります。

前回も質問し、今、町長からも答弁いただいた我が白浜町の住居表示に係る中で、白浜町としては、対象地域としますと面積は8.26平方キロ、戸数にして3,000戸あるとの答弁でした。筆数についてはちょっと教えていただけていないんですけども、この実施場所、戸数というのは今宅地造成されてある堅田や鴨居の造成した地域は多分入っていないということの中の数字であります。町長、あなたが就任されてから3年、私は住居表示をしてから1年と2カ月ですが、このような問題に時間が来たらと申しますか、対応しなければならないということだけで、余り対応してもらえてないというのが実態ではなかろうかと思うわけがあります。私が言うこと全てがいいことではないですが、実態からしてやっぱり取り組まなければならない問題という中で、このまま時を過ごしていくのかと。今、その住居表示の日にならぬについてはということの答弁はいただけてますけども、そういうことを感じるわけがあります。

上富田町は0.6平方キロ、370世帯の方々が対象で、当局はこの問題に取り組んだわけがあります。我が白浜は対象地域が最低でも8.26平方キロ、戸数にして3,000戸、筆数にあっては大字の表示のない土地の最終地番と申しますか、これを税務のほうで教えていただいたら、3791番だそうです。その3791番に分筆等をされてあって、枝が71番まであるそうです。枝のついてある地番というのはほかにもたくさんありまして、もうご承知のことと思いますが、2927番の地番にあっては枝番が2,236筆もあるそうです。

ここに今申し上げた2927番の土地の枝番のついてる地域がこんな格好であるわけです。

町長、こんな形であるわけです。議長、すみません、これちょっと話をする上で参考資料として町長に渡して、それから話をさせてもらいたいと思うんです。構いませんか。

○議長 長

どうぞ。

2番 三倉君（登壇）

○2番

ちなみに、この図面は税務のほうの所在図の図面をいただいてきて、私が着色したものですし、それと縮尺については5,000分の1の縮尺のものです。

今、手元にいただいているんですけど、黄色く着色してる部分が2927番の地番でありまして、この上のほうに赤く中央に赤く塗っているのが役場の位置であります。真ん中のほうにあるのが南紀白浜台でありまして、左の端のほうに三段壁交差点、それから、鉛山橋、それから、白石橋南交差点、白浜コスモスの郷、このあたりまでが2927番地のついた地番だそうです。これを郵便屋さんが2927番やというて、その地番が2,236筆もあってわかるかということです。それがなおざり、そのままにされているということです。それで、なおかつ南紀白浜台では分譲されてるものですから、地番がありまして、それが一律にずっと並んだような地番を付したような格好ではなしに、飛び差がしてるわけです。同じように、その分譲地の場所の中で、この三段の周りにも分譲地がありますけども、これについても同じ地番なんです。これを見たときに町長、どのように思われますか。

○議長 長

番外 町長 井潤君

○番外（町長）

この資料を今いただきまして、この黄色の部分が、着色の部分が枝地番のある白浜町2927番ということで、それに枝番がついた土地ということで、かなりの広い面積だというふうに思いますし、かなりこれだけ見て枝番があったとしても、なかなか住所の特定、住居の特定というのは難しいんじゃないかなというふうには思います。

○議長 長

2番 三倉君（登壇）

○2番

言葉だけではわかりにくいものですから、図面を提示して理解を得るといような形も1つの方法であろうかと思い、図面の提示をさせていただいたわけでありんですけども。

その中で、繰り返しになりますけど、町長、この黄色く塗ってるのは2927番だけなんです。だから、白浜会館の歓喜神社の1番地から始まってずっと来てるんですけども、その白浜会館の隣りは埋め立てをしてるものですから、あそこの地番も3000番の地番であるわけですね。だから、そういうことからしたら、住居表示も住居表示なんですけど、やっぱり小字をつけるとかというのも1つの方法ではなかろうかと思ったりもするわけです。それと、2927については小字をつけたって、瓜切の小字だけで何ともなりませんので、その辺はやっぱり知恵を絞ってもらわなければならないというような問題もあろうかと思うんですけども。そういうようなことを思うわけでありまして。

田辺市において、毎年度事業規模についてどのぐらいであったかということについて聞き損じたものですから、ちょっと申し上げられないんですけども、質問の内容にもなりにくい

んですけども、対象面積が9.04平方キロとあって、今まだ途中だということですから、40年かかる格好にあるわけですね。40年超えるかもわからないんです。

白浜の対象面積は8.24平方キロということですから、田辺が年度実施した同じような規模で進むと、白浜では37年かかるわけです。気の遠くなるような話です。それがやっぱりこれがあかんというような政治施策の中で、予算規模もふえ、担当職員も倍にしても18年近くかかるわけです。この18年近くかかるのが今までと同じように、やっぱり住民にも、来客していただく観光客の方にも、不便さとやっぱり不快さを与えているということになると思うんです。そういったような状況の中で、やっぱりもう早急にいつからということではなしに、早急に取組まなければならない問題であるのではないかと思うわけでありませう。

ちょっと大変失礼な言い方かも知れませんが、町長にお考えいただきたいのは、370世帯の方々に対して町の行政からして取組みを必要とした町と、8.26平方キロの3,000戸の世帯が日常の不便と疑問を感じさせながら、また、来町した観光客の何人かの方々に戸惑いを与えつつしながら、何ら改善をしようとしないうような観光立町というようにとれるのではないかと思うのであります。こういうような厳しい言い方と申しますか、このようなことは隣町との比較の中で申し上げてるわけでありませうので、我が町にも自慢することは多々あるわけでありませうけども、ただ、もうこの住居表示については余りにもやっぱり早急に取組まなければならない課題であるということから、強くちょっと申し上げたような次第であります。

住民誰もがわかる所在地の表示方法で観光立町として、また、温泉街の近代化のイメージアップ、来町観光客へのおもてなしの一環、また、防災・危機管理からも活用できる政策の1つとして住居表示の事業に取り組むべき提案を申し上げてるわけですが、いかがでしょうか。再度お答え願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今、田辺市あるいは上富田町の隣接市町の見解を踏まえたお話をいただきました。

これは行政がどういった住民に対するサービス、あるいは姿勢に対しての取組みをするかというふうなご質問かと思っておりますので、私なりの見解といいますか、考え方を述べさせていただきます。

田辺市におかれましては、やはり今ご案内いただきましたように、大変長い年月をもって取り組んでいるということがわかっております。上富田町でも同様にして、取組みに関しましてもそれぞれの地域での不便性の解消、あるいは行政事務の遂行とか、住民生活の向上のために取組まなければならない課題であるという認識のもと、現在も取組み、そしてまた、実施をされてきたのだろうというふうに感じております。

その中で白浜町はどうかということでございますけれども、白浜町にとってもこれも過去においても議会でも何度も一般質問をいただいておりますが、住民の方々からの不便というのをも声を聞いている次第でございます。その中で、当町にとりましても同じような状況の中で、住民サービスや観光サービスの向上をさせる上では、やはり大きな課題の1つであるということ、私も十分認識をしているところでございます。

誰もがわかる所在地の表示がされているということは、これはもうより質の高い住民サービスを提供する上では最も必要なことでもありますので、特に年間を通じて300万人というお客様が、多くの観光客が訪れる白浜町にとりましては、観光客に対するサービスの1つでもあるというふうに言えます。もちろん住民に対するこの不便を解消するという一方で、利便性を図るということの大きな目的もございますけれども、これは喫緊に実施しなければならない課題の1つであるというふうに押さえております。もちろん、ほかにも実施しなければならない事業が多くあるわけもございますけれども、今後はどのようにこの予算配分を行うのかといったことも大きな課題ではございますので、その辺の費用的なものも余り費用がかからないのではないかというようなご意見もいただいておりますけれども、先ほど申し上げたように、片や住所、あるいは本籍、不動産の表示、住民の方々には土地の登記ですとか、自動車等の運転免許証、住民登録、戸籍簿、そして、年金等の住所変更の手続も必要となりますけれども、これはもちろん当然のことだと思います。その中で対象となる地域住民のご理解、ご協力をいただくことがもちろん必要条件だと思いますので、このあたりも視野に入れて、どのような形で進めていくのが最も効率的なのかということを考えながら、田辺市あるいは上富田町の現状をしっかりと勉強した上で、取り組みを参考にしながら、まずは研究をしていきたいと思っております。

まずは勉強会、庁内で勉強会を開くなど、まず課題をどんな課題があるのか、どういうふうな改善をしなければいけないのか、この辺もちょっと私もまだ十分承知しておりませんので、そのあたり、かなり時間とエネルギーは要する計画だと思いますので、住居表示に関する勉強会、研究会を開いて、そしてまた情報を共有して、町の中で検討委員会なりを立ち上げて、できれば早い段階で、国体というのがことしはございますので、国体の職員が少しこの国体終了後は少し余裕といたしますか、できますし、そのあたり全体の人員配置を見ながら、このことについて研究を進めていく必要があるかと思っております。いずれにしても年次計画を立てるまでにやはりやることがまだあると思っておりますので、これは私の任期期間中、あと1年とちょっとでございますけれども、何とか方向性は出していきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

以前より突っ込んだ前向きな意見をいただき、答弁をいただき、大変喜ばしいと思っております。

それと、具体的に内容になるわけですが、今、個人プライバシーの問題というんですか、個人の保護法の問題というんですか、そういう問題の中で、例えば1600番地の1に住居を設けて住んでたとしますよね。そしたら、それが住居表示をしてたら、何番何号とかと変わるわけです。そしたら、今の住まいされてる1600番の1という土地を調べたら、すぐその土地がわかるわけです。しかし、地番とその住居表示の方法と登記簿の問題とは全然違うものですから、住居表示して住所地番を言っただけで、その土地がどこの誰のものかというのがわからないんです。その分、業者の方は大変困るところがあるんですけども、面倒くさいというんか、困るところがあるんですけど、その場所というのはもう一律特定できるもの

ですから、すぐ世話なく探し出せるということの利便性はあるわけですね。今、申し上げたやはり住民の方々に理解をいただかなければならないということは、今後やっぱり課題として残るんですけども、繰り返しになりますけど、要は個人情報の保護ということからすれば、本当にもう保護される格好に、地番についてはね、ような形になりますし。

それから、いま一つは、返事いただいたわけですけども、金額についてですけども。上富田では大体こんだけで1,000万少しぐらいと聞いていたんですね。だから、0.何ぼ、変更料で1,000万ということで聞いたんですけど、ただ、この分につきましては、図面があるのに業者にもう一度はからせたということらしいです。そうじゃなしに、今あるような調査ではかることじゃなしに、調査段階からすれば、航空写真もできますし。それから、この2927番につきましては測量図はないんですけど、ほかの場所については、分譲地については測量図面があるものですから、測量図面をベースにはかいていけるということもあるものから、そうそうお金の要る問題やなしに、知恵を出す問題ではなかろうかと思うわけです。人件費、また繰り返しになりますけど、人員の確保につきましてもやっぱり当初は3人、4人の人が必要であっても、かかり出したら、面積にもよりますけど、1人、2人で事を賄うていけるのではないかというように思うわけでありませう。

そんなことから、早期解決に向けてというか、着工に向けてやっぱり取り組まなければならぬ問題と思うので、申し上げて、私の質問はこれで終わります。

○議 長

以上をもって、三倉君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は明日3月12日木曜日午前9時30分に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会いたします。

次回は3月12日木曜日午前9時30分に開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変、ご苦労さまでした。

議長 岡谷 裕計は、17時18分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 27 年 3 月 11 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員